

(仮 称) 益 田 匹 見 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 準 備 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和4年5月

アジア風力発電株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出されたの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して約1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年3月10日(木)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和4年3月10日(木)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・山陰中央新報
- ・読売新聞(大阪本社版島根全県版)
- ・朝日新聞(大阪本社版島根全県版)
- ・中国新聞
- ・読売新聞(大阪本社版広島全県版)
- ・朝日新聞(大阪本社版広島全県版)

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・広報ますだ 令和4 2022年 3月号 p.14
- ・広報はまだ 令和4年3月号 p.16
- ・広報きたひろしま 2022年3月号 p.19
- ・広報安芸太田 令和4(2022)年3月号 p.17

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎12か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・益田市役所環境衛生課 (島根県益田市常盤町1-1)
- ・益田市役所匹見総合支所 (島根県益田市匹見町匹見イ1260番地)
- ・益田市役所美都総合支所 (島根県益田市美都町都茂1803番地1)
- ・浜田市役所環境課 (島根県浜田市殿町1番地)
- ・浜田市役所金城支所 (島根県浜田市金城町下来原171番地)
- ・浜田市役所旭支所 (島根県浜田市旭町今市637番地)

- ・ 浜田市役所弥栄支所 (島根県浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1)
- ・ 浜田市役所三隅支所 (島根県浜田市三隅町三隅 1434 番地)
- ・ 広島県庁環境保全課 (広島県広島市中区基町 10-52)
- ・ 北広島町役場町民課 (広島県山県郡北広島町有田 1234 番地)
- ・ 北広島町役場芸北支所 (広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地 5)
- ・ 安芸太田町役場住民課 (広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<http://www.asia-windpower.co.jp>

(4) 縦覧期間

令和 4 年 3 月 10 日(木)から令和 4 年 4 月 11 日(月)までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は 24 名であった。

(内訳)

- ・ 益田市役所環境衛生課 8 名
- ・ 益田市役所匹見総合支所 1 名
- ・ 益田市役所美都総合支所 2 名
- ・ 浜田市役所環境課 0 名
- ・ 浜田市役所金城支所 0 名
- ・ 浜田市役所旭支所 0 名
- ・ 浜田市役所弥栄支所 11 名
- ・ 浜田市役所三隅支所 0 名
- ・ 広島県庁環境保全課 0 名
- ・ 北広島町役場町民課 0 名
- ・ 北広島町役場芸北支所 2 名
- ・ 安芸太田町役場住民生活課 0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、事業者は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和4年3月18日(金)18時30分から20時15分まで
- ・ 開催場所：道川公民館(島根県益田市匹見町道川イ 133-1)
- ・ 来場者数：24名

- ・ 開催日時：令和4年3月19日(土)10時00分から11時50分まで
- ・ 開催場所：二川公民館(島根県益田市美都町宇津川口 377-3)
- ・ 来場者数：7名

- ・ 開催日時：令和4年3月19日(土)14時00分から16時00分まで
- ・ 開催場所：益田市市民学習センター(島根県益田市元町 11-26)
- ・ 来場者数：16名

- ・ 開催日時：令和4年3月20日(日)10時00分から12時10分まで
- ・ 開催場所：弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷 544-1)
- ・ 来場者数：17名

- ・ 開催日時：令和4年3月20日(日)14時00分から15時07分まで
- ・ 開催場所：波佐公民館(ときわ会館)(島根県浜田市金城町波佐イ 441-1)
- ・ 来場者数：5名

- ・ 開催日時：令和4年3月24日(木)19時00分から21時50分まで
- ・ 開催場所：八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原 893)
- ・ 来場者数：38名

- ・ 開催日時：令和4年3月25日(金)19時00分から20時05分まで
- ・ 開催場所：いこいの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字松原 1-1)
- ・ 来場者数：5名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4~5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月10日(木)から令和4年4月25日(月)までの間
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、意見書箱への投函21通、郵送等によるもの16通、計37通であった。

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函		
・ 益田市役所環境衛生課	(島根県益田市)	6通
・ 益田市役所美都総合支所	(島根県益田市)	1通
・ 益田市役所匹見総合支所	(島根県益田市)	1通
・ 浜田市役所弥栄支所	(島根県浜田市)	11通
・ 北広島町役場芸北支所	(広島県山県郡北広島町)	2通
小計		21通
② 当社への郵送等による書面の提出		16通

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地から提出された意見は106件であった。準備書に対する一般の意見の概要と事業者の見解は、表2-1のとおりである。

なお、意見の概要に関しては原則として原文のままとしたが、明らかな誤字脱字のみ正しいものに修正し記載している。

表 2-1 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>私は、以前 5 年間、道川に隣接する地区に住み込み仕事をしたことがあり、道川の山を眺める機会は多かったです。印象は「急峻な山が多い」です。土砂災害危険区域に絡む面積が多いのではないかと思います。</p> <p>さて、私は、元々この公民館のある地域で育ち、川漁を楽しみに生活しています。</p> <p>昨年は 8/9 と 8/14 の大雨で、避難者を出すなど大変でした。その大雨とその後の長雨で、9 月中旬まで川へ入れず、鮎が取れず、漁業者は利益を得られませんでした。</p> <p>私たち漁業者にとっての「不利益」は大雨と土砂の流出です。自然の大雨・濁流で漁ができないのは、毎年のごとく「仕方ない」とあきらめます。しかし、人が山を削り道やのり面をつくり、雨で土砂が流出する・・・、それは人災です。それだけでなく、これまでの自然災害の土砂で鮎の住む場所は減少してきていて、年々下流での鮎の生息域は減っています。</p> <p>2 年前？ 調査開始に伴う方法書説明会で発言した内容です。「山を削って道やのり面をつくる。その土砂が山に置かれる。それでできた露出面に大雨が降る。土砂は流出しないように機能する沈砂池をつくって対応する・・・雨量によってはあり得ない。大水の時の現地の流水を実際に見てほしい。」と訴えましたが「アセスの方法書通りやる」との返事で、「実際の山と水に向き合おうとしない」不誠実な対応に唖然とし憤りました。そのことを 2 年前、市や県に意見書で送っています。</p> <p>私たち地元民は大雨の被害をよく知っています。だから心配しています。報告書では「河川への濁水到達はなし」と書いてあると聞きました。それは現実を見ない、机上の空論だと思います。私は高津川の鮎や蟹やウナギへの影響をとっても心配しています。不安しかありません。お金をかけても高津川ブランドの鮎や蟹・うなぎの保全が約束できる対策を立ててください。それまで、この計画を実施しては困ります。</p> <p>会社は、当たり前ですが「利益」のために事業を推進されます。しかし、あなたたちの「利益」のために、公共や私たちの「利益」「既得権」が侵害されるのは許せません。</p>	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壌に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>確かに大雨が降った際には自然の濁水が発生します。事業の実施によって、この自然の濁水に事業実施による濁水が追加されることを極力避けるために、沈砂池を設置します。</p> <p>土砂の流出に関しては、必要な部分に土砂流出防止対策を施す計画です。災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林解除許可制度の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。</p> <p>なお、この保安林解除の許可制度の協議の中で「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策（沈砂池や土砂流出防止策等）が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>沈砂池排水口からの濁水到達可能性の予測にあたっては、地理院地図を用いて、谷筋に沿った斜面長を算出いたしました。今後、新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討いたします。</p>

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>事業実施にあたり、大規模な森林伐採や土砂の流出による、災害や生態系の影響を強く心配しています。</p> <p>特に、高津川漁協組合員として、川の生態系に甚大な被害が及ぶことを強く懸念します。事業実施区域は、西中国山地固有種の絶滅危惧種「ゴギ」の生息地であり、高津川源流部におけるゴギの「聖域」ですが、本準備書を拝読する限り、この大変貴重な生態系に対する環境影響評価が不十分であると感じざるを得ません。</p> <p>まず、濁水や土砂の到達が川にはないとの予想がありますが、国土地理院の地図には記載のない小さな小沢は周辺に多く有り（自身の釣獲調査を行った実績があり、ゴギの生息を多く確認済）、これが川として考慮させていません。ゴギは、小さな小沢を産卵場所としているため、小沢の環境変化が種の絶滅に直結します。</p> <p>また、沈砂池を経由して一回土に染み込んだ水も、沈砂池での水質悪化や温度上昇をした水が、極めて短時間で沢に入ることが予想されるため、これも大きな悪影響を及ぼす可能性があると考えられますが、こちらも影響評価には考慮してありません。</p> <p>よって、現地調査が不十分かつ、ゴギへの影響の考察が全く不十分であると考え、環境影響調査のやり直しを強く要望いたします。</p> <p>また、近年毎年のように当地で起こる、災害級の大雨の影響も、調査の対象に入っておらず、上記生態系のみならず、土砂崩れ等による災害の危険も心配いたしますので、併せて追加調査されることを、強く望みます。</p> <p>私は匹見地域の住民ではありませんが、高津川漁協の組合員として対象地域で鮎漁や、溪流釣りガイドの仕事をしております。万一土砂が川に流出して、鮎が砂を嚙むようになれば、高津川ブランドとして高価な値段で販売できなくなります。また、ゴギの生息地がなくなれば、ガイド業もできなくなり、死活問題であります。是非、拙意見を受け止め、ご対処いただくことを、お願いいたします。</p>	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壤に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に入り込みますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p> <p>また、沈砂池では容量確保のため定期的に浚渫を行いますので、夏季に沈砂池内底層での貧酸素状態は起こらないと考えております。</p> <p>確かに大雨が降った際には自然の濁水が発生します。事業の実施によって、この自然の濁水に事業実施による濁水が追加されることを極力避けるために、沈砂池を設置します。</p> <p>土砂の流出に関しては、必要な部分に土砂流出防止対策を施す計画です。災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>ゴギに関して、ご指摘のとおり、工事により生息場所等となる隙間などに砂泥が溜まってしまったり、沢沿いの樹木を伐採することで水温の上昇や餌の供給が減少することなどが影響として考えられます。</p> <p>そのような影響を極力低減できるよう、仮設の沈砂池を設けて細かい砂などの流出を極力防止するとともに、土砂流出を防止する柵なども適宜設置してまいります。また、造成は必要最小限にとどめることから、影響低減を図ってまいります。現地の状況にあわせ、影響が低減できるよう、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>貴社が益田市匹見町道川地区に計画している大規模な風力発電施設に対して深く憂慮しています。この地域は清流高津川の源流域にあたり水質日本一に貢献した綺麗な水の供給源です。この地域の豊かな山々の保全なしには地域の宝である「日本一の清流高津川」は過去のものになってしまうことでしょう。この計画には、低周波等による健康被害、災害の発生、バードストライク等による鳥類への影響等々多くの憂慮すべきことがあります。ここでは長年携わってきた河川生態系への影響に絞ってご意見申し上げます。</p> <p>この地域の河川に生息するイシドジョウ、イシドコ等多くの貴重な魚類が計画によって大きく影響を受けることが懸念されますが、その中でも最も致命的な打撃を受けるのが源流部に生息するゴギ <i>Salvelinus leucomaenis imbrius</i> (Jordan & McGregor 1925) : 島根県絶滅危惧Ⅰ種 だと考えます。ゴギは日本の淡水魚の中で河川の最上流域に生息するイワナの地方亜種です。本来北極圏の魚であるイワナ類は、氷河期に南の地域まで生息域を広げ、氷河の後退とともに水の冷たい源流域に取り残された「氷河遺存種」と呼ばれる貴重な魚です。さらに高津川の源流域、北緯 34 度 18 分、東経 131 度 48 分の地点が日本のみならず世界のイワナ類の分布西南限域とされています。それはかつての氷河の後退から取り残された歴史が最も古いことを意味する世界的に極めて貴重な地域なのです。</p> <p>ゴギは高津川水系の中でも計画にある匹見町道川地区源流部に多く生息し、秋になると普通魚が棲めないような小沢の細流に遡って産卵します。ゴギにとって脅威なのはそういった産卵場所が本体設置工事、作業道建設工事のための流出砂泥で覆われてしまうこと。また沈砂池に水が滞留することや樹木の伐採で小沢に日光が届くことによって恒常的に水温が上昇してしまうことです。この計画は世界中の魚類学者が注目する希少魚「ゴギ」の地域絶滅を招く致命的な環境破壊をもたらすと考えます。</p> <p>私は再生可能エネルギーの開発自体を否定するものではありませんが、計画エリアは地域の宝である清流高津川の要である源流域です。かけがえのない自然環境を未来につなぐことがこの地域の今を生きる私たちの使命であることをどうかご理解いただき、計画を断念されることを強く望みます。</p>	<p>ゴギに関して、ご指摘のとおり、工事により生息場所等となる隙間などに砂泥が溜まってしまったり、沢沿いの樹木を伐採することで水温の上昇や餌の供給が減少することなどが影響として考えられます。</p> <p>そのような影響を極力低減できるよう、仮設の沈砂池を設けて細かい砂などの流出を極力防止するとともに、土砂流出を防止する柵なども適宜設置してまいります。また、造成は必要最小限にとどめることから、影響低減を図ってまいります。現地の状況にあわせ、影響が低減できるよう、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>私達アンダンテ 21 は長年高津川の環境保全をメインテーマに活動している益田市の NPO 法人です。貴社が益田市匹見町道川地区に計画している大規模風力発電事業について意見を述べさせていただきます。</p> <p>この度、大規模風力発電施設の建設を計画している益田市匹見町道川地区は、過去 7 度も水質日本一に輝いた日本を代表する清流、高津川の源流部にあります。地域の宝である高津川の豊かな水を産み出す要ともいえる源流の山麓にこのような施設を建設することは高津川の水環境にとって致命的な打撃をもたらすものと考えます。</p> <p>先日、京都大学より森里海のつながりを科学的に証明する画期的な論文が発表されました。研究は高津川を含む全国 22 箇所の一級河川の河口域で環境 DNA による生物調査を行いその結果と、河川の背後の状況との関係を解析するものです。結果を簡単に言うと河川上流の森林率と河口域の絶滅危惧種の多様性に深い相関関係が見られ、森が下流の生き物を育てることが科学的に立証されたということです。また森林率、絶滅危惧種の数ともに高津川は 22 河川中ほぼ最高位にランクされ、水質とともに川の豊かさとしても素晴らしい河川であることが証明された結果でもありました。</p> <p>森林率の低下が下流に与える影響の要因は数多く指摘されていますが、最も大きいのは微細粒子泥の流出とされています。貴社は施設を建設するのは川そのものではないので影響は少ないと主張されているようですが、地図上に川とされるものはなくとも高津川の始まりは源流域の山麓に毛細血管のように存在する水脈です。森林を切り開いて広大な裸地を産み出すこの計画による影響が少ないはずがありません。またこの影響は計画地域のみならず流域全体、ひいてははるか下流の海にまで及ぶことがこの論文により科学的に証明されているのです。</p> <p>微細粒子泥の流出を増やすとされる人工構築物にダムがありますが、清流高津川は本流にダムを持たない全国的にも稀な一級河川として有名です。これには高津川にダムを作ることを許さなかった先人たちの長い河川愛護の歴史があります。現在の流域に暮らす私たちには先人たちから受け継いだ清流高津川を守り、私たちの子や孫たちに繋ぐ義務があるのです。</p> <p>私達は再生可能エネルギーの開発そのものを否定する団体ではありませんが、この度の当地区への風力発電施設建設計画は、森林破壊、砂泥流出、耐用年数経過後の撤去工事?森林再生?などを考え併せると、とてもその収支が CO₂削減となり再生可能であるとは考えられません。このような計画で流域住民共通の宝である「日本一の清流高津川」を失いかねないリスクを負うことはできません。</p> <p>環境影響評価準備書を拝見させていただいた中でも憂慮すべき事項は多々ありますが、高津川流域の生態系に与える多大な影響に絞って考えただけでもこの計画は断じて容認できません。</p> <p>建設計画を撤回し、断念されるよう強く求めます。</p>	<p>国土交通省では毎年 7 月の河川愛護月間に全国一級河川の水質調査結果を公表しており、令和 2 年 7 月には高津川をはじめ全国の 16 河川が「水質が最も良好な河川」として発表されています。本事業では、工事期間中、稼働中におきまして河川の水質汚濁を生じさせないよう配慮してまいります。</p> <p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壤に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。沈砂池排水は微細な粒子までは除去できない場合がありますが、排水溝に土壤浸透対策を施した上で土壤浸透をすることによって微細な粒子を周辺環境に流出することを回避いたします。</p> <p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p> <p>また、沈砂池では容量確保のため定期的に浚渫を行いますので、夏季に沈砂池内底層での貧酸素状態は起こらないと考えております。</p> <p>このように、有機汚濁物質を混入させないことや濁水を常時水流に流さないことで、この事業実施による高津川への影響は抑制できると考えております。</p> <p>森林率の低下については、改変面積を極力少なくすること、ヤードは速やかに緑化することによって対応いたします。</p> <p>土砂の流出に関しては、必要な部分に土砂流出防止対策を施す計画です。災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で、「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>工事によりゴギ等の魚類の生息場所となる隙間などに砂泥が溜まってしまったり、沢沿いの樹木を伐採することで水温の上昇や餌の供給が減少することなどが影響として考えられます。</p> <p>そのような影響を極力低減できるよう、仮設の沈砂池を設けて細かい砂などの流出を極力防止するとともに、土砂流出を防止する柵なども適宜設置してまいります。また、造成は必要最小限にとどめることから、影響低減を図ってまいります。現地の状況にあわせ、影響が低減できるよう、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	益田市匹見風力発電事業に反対します。	事業計画地の周辺にお住いの方々が抱く不安を取り除くことができるように、今後とも十分な説明の機会を頂きたく、どうぞよろしく願いいたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	高津川を愛する者として、この事業計画の中止を求めます。	周辺環境への影響を不安に思う方々に対して、少しでも不安を取り除くことができるように、今後とも十分な説明の機会を頂きたく、どうぞよろしく願いいたします。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>濁水による影響予測に用いられる河川までの距離について</p> <p>事業者は、環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解で、私の意見に対し、「風力発電建設を行う土工事の前にあらかじめ「沈砂池」を設置します。</p> <p>この沈砂池は工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。</p> <p>沈砂池からの排水方向は、現地調査において確認できた常時水流までの一定の距離を確保できるように設定いたしました。</p> <p>水質予測の項に記載したとおり、沈砂池の設置等により下流河川へ排水は到達しないと予測でき、下流河川への影響を回避する計画といたしました。」と、回答を記載している。</p> <p>道川地区住民説明会において、この現地調査したという常時水流の位置について、「私の現地確認と大きくかけ離れているので、現地調査時の記録を示してほしい」と質問したところ、「常時水流の定義が難しいので地理院地図の川の表記を常時水流とした」と述べ、現地調査した事実さえ答えなかった。</p> <p>本準備書では、いずれの沈砂池も「常時水流までの距離に比べて濁水到達距離が短いので濁水は河川まで到達しないという」予測評価となっている。</p> <p>川の水は、水流となれば連続した水の流れとなり公共水域まで運ばれる。</p> <p>SS濃度は途中合流する水流や、運ばれる過程での河床への沈降を考慮して調査地点での濃度を予測すべきであり、水量の多寡により常時水流を判断すべきではない。</p> <p>事業者の常時水流の定義云々は詭弁に過ぎず、現地調査を行わず地図上で安易に計測したか、或いは調査はしたが沈砂池からの水流までの距離が近いために不都合なデータを隠して地図の川の線としたというデータ捏造の疑いがある。</p> <p>説明会ではデータ捏造の疑いという強い言葉で調査記録の呈示を求めたが、これに対し回答はなかった。</p> <p>国土地理院に川の始点の定義を質疑したところ、川の始まりに定義は無く航空写真によって確認した地点から地図に表記するという回答であった。</p> <p>最初から現地調査しないで作成したデータ、又は不都合な数字を隠すための無理な解釈によるデータ採用は、データの捏造ではないのか。</p>	<p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p>

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>濁水到達予測の虚偽記載について</p> <p>準備書の濁水到達予測、表 10, 1, 2-9(1), (2)においてヤード、9, 10, 11 号、1 号施業地-1, 2, 3, の谷はいずれも濁水の流路に障害物が存在すると記載されている。</p> <p>ヤード 9, 10, 11 の障害物とは国道 191 号線であり、谷川は国道の下を水路で流れてすぐ横の匹見川に合流する。</p> <p>1 号施業地-1, 2, 3, 及び林道キリンポリ線施業地の障害物とは林道キリンポリ線であり、谷川は林道に埋設されたヒューム管を流れて匹見川支流に合流する。</p> <p>いずれの谷も地図に川の線の表記は無いが、樹林が茂り航空写真では捉えられない川である。</p> <p>現地調査とまでは言えない、現地確認程度で判明する事実について、明らかな誤りをそのまま記載している。</p> <p>この地理院地図の地形要素と、川の線だけで出されたデータは、アセス実施者が現地確認さえしないで記載した虚偽記載であると判断する。</p>	<p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p>
9	<p>作業道部分で発生する濁水がアセスの対象とされていない</p> <p>改変面積 35, 2ha の内、ヤード・施業地を除く道路部分により発生することになる 74%を占める濁水がアセスの対象とされていない。</p> <p>森林作業の利用を認めるという宣言だけで、風力管理道が保安林の扱いのまま残されるという法法律運用への疑問は別問題として、開発行為により現出することになる雨水による濁水をアセスの対象としない理由は理解できないし重大な誤りである。</p> <p>風力施設からの雨水排水は全量森林放流される。</p> <p>自然降雨の流出には法的な義務を負わない、自らの管理場所の外部に導く排水設備を設ければ管理義務が生じないという法解釈かもしれないが、都市計画法においては厳しい規制対象となる行為が、森林開発においては森林が吸収してくれるという期待を込めた安易な解釈で許されている。</p> <p>これではアセスという言葉が出来る以前の、排水は川に流せば薄まって影響は無くなるという、私たちが犯してきた誤りと同一ではないのか。</p> <p>濁水の影響は軽く考えられているが、濁水即ち土砂の流出であり、溪流への経年堆積やピーク水流の増大は大規模な土砂流出を招き、それが災害と呼ばれる。</p> <p>土砂災害は河川環境に重大な影響を与える。</p>	<p>環境影響評価の項目の選定にあたっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和 2 年）を参考にしており、水質については「造成等の施工による一時的な影響」を対象といたしました。</p> <p>作業道からの排水は環境影響評価の対象とはしておりませんが、作業道からの排水は側溝や横断側溝を使用し、短い区間に区切って常時水流から離隔の取れる場所から分散排出する計画です。常時水流に直接排出することは計画しておりません。濁水を川に薄めて排出するという考えではないことを申し添えます。</p> <p>確かに大雨が降った際には自然の濁水が発生します。事業の実施によって、この自然の濁水に事業実施による濁水が追加されることを極力避けるために、沈砂池を設置します。</p> <p>なお、災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で、「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p>

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>濁水が浸透すると述べている森林土壌の確認について</p> <p>濁水到達距離予測において、濁水は森林土壌に浸透して河川まで到達しないと予測している。</p> <p>準備書が縦覧に付された後、1号施業地、3号施業地 3 沈砂池位置まで沢を遡行してその地形の状況を観察した。</p> <p>いずれの谷もほぼ沈砂池位置で表流水を確認した。</p> <p>沈砂池位置から下流は直ぐに溪床が岩盤になっていて、表流水を浸透させる森林土壌は存在しなかった。</p> <p>工事の為の現場調査は行なうがアセスのための現地調査は実行していないか、又は不都合な事実を隠しているかのいずれかである。</p> <p>この谷に時間雨量 54.7mm で毎秒 0.125m³、及び 0.129m³の濁水が排水されるという。</p> <p>森林によるピーク水量の調整機能が失われた状態で、この水量が溪流に流れ下れば溪岸を削り新たな土砂流出と濁水を生じるのは明らかである。</p> <p>作業道からの雨水排水は保安林解除ではなく保安林内作業許可により建設されるとして考慮されていないため、実際のピーク水量は大幅に増えることになる。</p> <p>仮に森林土壌が存在するとして、布団かごや木柵によりその地点で水流を弱めたとしても直ぐに流下速度を早め、森林土壌を洗堀により流出させることは明らかである。</p> <p>一方、このこの大量の水が一か所に地下浸透すると考えるならば、大規模な地滑りの原因となると考える。</p>	<p>1号施業地、2号施業地、3号施業地の法尻近傍（沈砂池近傍）についてそれぞれ自主的にボーリング調査を行っており、ボーリング箇所に土砂が堆積している事を確認しています。沈砂池排水口からの濁水到達推定距離の間においても、同一の土質である事を目視で確認しており、表流水を浸透させる森林土壌は存在すると考えております。</p> <p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p>

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>濁水到達距離の予測に使われる Trimble & Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」の式について</p> <p>この森林の傾斜角だけで濁水到達距離を算出する式を予測に用いて、いずれの沈砂池からの濁水も河川に到達しないと断定している。</p> <p>この予測評価は、濁水が到達しない以上、魚類や両生類等に対する影響は無いという根拠にも用いられる。</p> <p>この式が濁水到達距離予測に用いられる根拠、式の有効性について道川説明会で質問した上で、翌日の市民学習センターで回答を求めた。</p> <p>事業者は、「経産省のアセスの手引きにこの式が予測手法として記載されている」と答え、その事実はないと指摘したところ、「予測方法は本事業の方法書で認められている。」とだけ回答し式の有効性については説明しなかった。</p> <p>さらに、予測式の有効性についてアセスを担当した日本気象協会に対し「これまでのアセスを実施してきた中で、工事中及び工事終了後に、濁水の到達距離を実測して有効性を検証した例があるか」と質問したが回答は無かった。</p> <p>全ての陸上風力のアセスにおいて、この式が濁水到達距離の算出、即ち濁水が川に到達しないので影響は無いとの根拠に用いられている。</p> <p>風力業界だけで通用し、水文学の専門家の審査も経ていない予測式が国の審議会において、式の有効性からの審議ではなく、式を前提にした数字の議論に終始しているのは重大な誤りである。</p> <p>水環境や水生生物への影響予測の根本となる式について、説明しない、出来ない者がアセスを実施する資格はない。</p> <p>今からでも原文を取り寄せて勉強し、誤りに気づいたら方法書からやり直すべきである。</p> <p>尚、Trimble&Sartz(1957)の式は1957年米国森林技術者協会の機関誌 Journal of Forestry, 55: 339-341. に掲載されたもので、オックスフォード大学出版局で入手出来る他、国内の図書館でも閲覧可能である。</p>	<p>濁水到達距離予測に関しては、風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（環境影響評価審査の検証風力発電所事例集 検討委員会、平成29年）に、沈砂池排水を土壌浸透させる場合の予測手法として、「沈砂池から排出する濁水が河川に流入するか否かの判断にあつては、「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」（森林総合研究所、平成24年）を参考に定量的に予測を行うことが考えられる。なお、沈砂池の排水が直接河川に流入する場合は、完全混合式による予測を行うことが考えられる。」という記述があります。この「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」に濁水到達距離の予測に使われる Trimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」が記載されており、このことから風力発電所の環境影響評価において、広く用いられているものです。</p> <p>Trimble&Sartzの原文では、林地だけではなく草地での検証結果も載せられています。なお、「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」には「重要水源地における林道と水流の間の距離」の検証が行われており、降雨後の洗堀跡調査において、排水の到達距離は、一部の極端な例（植生が貧弱で流出する水量も多い）を除いて「重要水源地における林道と水流の間の距離」のグラフに示されている距離よりも短いことから、沈砂池排水を土壌浸透させるにあたっての予測・評価において濁水到達距離予測による手法は妥当であるものと判断しています。</p> <p>なお、北海道立林業研究所の研究では森林土壌への平均浸透率は、伐採跡地であっても200mm/h以上であることから、草地の結果も含んでいる「重要水源地における林道と水流の間の距離」を使用して予測することは安全側の予測であると言えます。</p>

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	景観が悪くなるのでやめて欲しい。	今後、みなさまや専門家等の意見を踏まえ、皆様が慣れ親しんだ景観に配慮し、眺望景観への影響を極力低減した計画となるよう検討してまいります。 また、地域住民の方にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	変電所と開閉所の設置場所として、萩原自治会内を予定されている下記事項について回答願いたい。 記 1. 風力発電機の設置が予定されている道川地区から当自治会までの距離は、相当離れているが、何故に当自治会を予定されるのか？事業費も大幅に増えると思うが？	本事業によって作られた電気は、中国電力ネットワーク株式会社に送電される計画となっており、そのためには中国電力ネットワーク(株)が所有する送電鉄塔に連系する必要があります。只、風力発電機で作った電気をそのまま送電鉄塔には送れないため、送電鉄塔の周辺に変電所や開閉所といった設備も設置する必要があります。よって送電鉄塔の周りがある程度開けた、且つ、送電鉄塔への荷重を考えるとそれなりの離隔が取れる用地が必要となります。それら条件が風力発電機の設置場所から最も近隣で整っているのが萩原自治会内にある現在の計画地ということとなります。
14	2. 道川で発電された3万5千ボルトの電力を変電所において、10万ボルトに変電されると聞かすが、その行為に大きなエネルギーが発生するので、そのため健康被害など発生することはないのか？科学的にも安全性は立証されているのか？	健康被害に関して、主に御懸念は電磁波と推測しますが、健康被害が発生することがないよう、法令を遵守いたします。なお、電磁波と健康影響については、一般財団法人電気安全環境研究所の電磁界情報センターのホームページに詳しく掲載されておりますので、そちらもご参照頂ければと存じます
15	3. 事業における地域貢献については、施設が当自治会内に整備されるので、当自治会に特化した支援をいただきたい！	ご意見頂きありがとうございます。萩原自治会には一度説明の機会を頂きましたが、今後も計画の進捗に合わせて、報告と相談の機会を頂きますと幸いです。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	説明会で、図書の縦覧を知事意見でも見られるように意見されているのに事業者は「古いものをいつまでも縦覧するわけにはいかない」と言っていた。古かろうが、ゆっくり見たいし、見返したいのに見れない状況をつくるのは、比較して見てほしくない判断できる。 このような、不親切な事業者に対し、大切な山々を開発してほしくない。弥栄の出身だが、累積的影響の調査が不十分。騒音、低周波のみの調査で低減できると思わない。再調査をするべきだ。	配慮書、方法書及び準備書の公告・縦覧につきましては、環境影響評価法施行規則に則り、行いました。これらの図書は、弊社の著作物であるだけでなく、図書に記載した他者著作物からの引用等があること、今後の計画検討の進捗に伴い風車位置や仕様、工事計画等は変更・更新されていく可能性があることから、縦覧期間後の閲覧は控えさせていただきます。 最新の計画については、評価書において公表させていただきます。 累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。 また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>累積的影響の調査が不十分。 騒音、低周波しか調査していない。 住民は一生、この地で生活するのにこの調査の程度で、複数の風車に取り囲まれ、生活することを安易に考えているのではないか。 生き物の影響、将来的にイノシシ、シカが増え、作物への影響はどうか。 机上の計算しかしていない。現地調査を含めて、できていない。再調査を希望する。</p>	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。 また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。 イノシシやシカの生息状況については、現地調査時において、これらが確認された場合には記録を行いました。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>鳥類がたくさん見つけておられましたが、この狭い範囲でこの種類の鳥類は本当に影響はないのでしょうか。 風車と風車の間があるからその間を鳥が飛べる.. など、その様な調査結果で納得いくとは思いませんし、低減、回ひではないと思います。 現在稼働中の事業者にバードストライク状況等、聞き取り調査もされていません。 全体的に調査不足を感じます。</p>	<p>調査結果につきましては、専門家の方々にもご確認いただき「よく調査がなされている」、「実施内容に大きな問題はない」、「周辺に生息していると考えられる種についてほぼ網羅されている」等のコメントをいただいております (p524~528)。 これらの現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。 今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。 現地調査については、方法書に記載した内容及び専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施いたしました。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>今、弥栄に建っている風車の数約 29。また、益田にも風車が建っているが、その他に、新しく建てようとして建っている風車に関してですが、建てる場所、周りの環境に悪影響ではないか疑問に思い意見書を書かさせていただきました。</p> <p>1つは、周りの住民の方々に騒音が聞こえるのではないかな。</p>	<p>対象事業実施区域周辺で実施した現地調査結果では、残留騒音は 29～52 デシベルです。</p> <p>一方、本事業の実施により風力発電機から発生する騒音の寄与値は 7～30 デシベルであり、騒音計の測定下限値未満となる程度の値となっています。これらを合成した予測値は、環境省による指針値を下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>
20	<p>2つ目は、元々その場にいた動植物たちの居場所が失われていくのではないかな。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。</p> <p>今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
21	<p>3つ目は、山に手をかける事により、川に影響があるのではないかな。</p>	<p>風力発電機の設置に係る変更は尾根の一部区域にとどまります。森林には河川の水量を均す働きがありますが、この働きを極力損ねないように、伐採を行う面積を最小限にとどめ、伐採によってできた裸地に降った雨を一旦沈砂池に集め、ゆっくりと周辺土壌に浸透させることによって、河川流量への影響を極力低減させるとともに、この事業の実施によって河川への濁水混入といった環境負荷の増加を抑制させる計画です。</p>
22	<p>4つ目は、累積的影響があるのではないかな。</p> <p>今ある環境を変えるということは、動植物たちの命を奪う事にもなり、自然を破壊する事になりますので、今一度考えて頂きたく思います。</p>	<p>p1126 において累積的影響の実施に関する検討を実施いたしました。</p> <p>今後の手続きにおいて新たな情報等が入手可能になった場合には、必要に応じて、累積的影響の予測及び評価の実施いたします。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>累積的影響について、騒音、低周波は、既存の風車と計画の風車だけの予測はおかしい。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業の建設ポイントも示されている範囲で影響を評価すべき。</p> <p>他の累積的影響を調べておらず、動物（イノシシ、シカ、クマ等）等もなく評価が不足している。</p>	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>残土を搬出せず、盛土（60万m³）で対応することについて</p> <p>今回のアセス外とは言え、濁水の原因になる可能性はある。</p> <p>1000m 近い山の尾根に作るべきではない。</p>	<p>盛土については斜面を緑化し、適切な排水設備を設けます。また、関係機関と協議の上で造成設計することで、安全で適切な計画を策定いたします。</p>

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>弥栄にはたくさんの風車の計画があり、累積的影響はどうか見てみましたが、騒音だけみても、益田匹見、既存風車のみで、新浜田 WF についての調査ができていません。</p> <p>新浜田 WF の計画では、変更はあるにしても建設ポイントは示されています。その WF についての調査不足があり、再調査する必要があります。</p>	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p>

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>弥栄にはよく遊びに行きます。</p> <p>累積的影響の調査が不足。</p> <p>新事業（浜田ウィンドファーム）のポイントが加味されていない。</p> <p>又、クマ、イノシシ、シカの出没状況も十分考えられるが、複合的な理由というようなことで片づけられては困る。</p> <p>農業でがんばる地域に対し、不親切。</p> <p>事前調査、建設後予測される調査をきちんと行うこと。再調査をするように。</p>	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p> <p>イノシシやシカの生息状況については、現地調査時において、これらが確認された場合には記録を行いました。</p>

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	1. 累積的影響の項目、調査が不足している。新浜田 WF 事業の風車の位置は計画段階であるが、それを加味していない。再調査すべき。	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p>
28	2. 騒音について、距離だけで判断してはいけない。弥栄でも直接距離 5km でも聞こえている。地域特性（盆地様、反響等）考えるべき。	<p>対象事業実施区域周辺で実施した現地調査結果では、残留騒音は 29～52 デシベルです。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う騒音の予測にあたっては、空気による吸収や地形等による回折・反射を考慮したモデルを用いています。本事業の実施により風力発電機から発生する騒音の寄与値は 7～30 デシベルであり、騒音計の測定下限値未満となる程度の値となっています。これらを合成した予測値は、環境省による指針値を下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>
29	3. 累積的影響として、クマ、シカ等の出没状況を把握していない。複数の風車建設により、どの様になるのか予測してもらいたい。	<p>ツキノワグマにつきましては、本図書の p939 及び p943 において確認状況をお示しいたしました。これらの調査結果を用いて p1031 において影響の予測も実施いたしました。</p> <p>ニホンジカにつきましては、予測対象種に該当しないため予測は行っておりませんが、調査の際には出現状況の把握は行っております。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p>
30	4. 風車の色が目立たないように考えると答えていたが、フォトで示すわけでもなく、説明等不親切。	<p>風車の色に関しましては、現時点で計画している風車の色が海外でも殆どの風車に採用されている色であり、光沢を抑えるなど環境への影響が最も小さい色であると事業者では認識しています。また、その色にて住民説明会ではフォトモンタージュを提示させて頂きました。</p> <p>今後、環境への影響がより小さい色が科学的に判明し、その色に計画を変更する場合は、フォトモンタージュでお示しいたします。</p>

(意見書 18 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	5. コウモリの調査種類が少なすぎる。	<p>コウモリ類の調査につきましては、捕獲調査に加え、周波数帯の記録が可能な機器を高高度に設置するといった調査を実施しております。捕獲調査において確認され種で同定ができたものについては、種名を示させていただきます。</p> <p>しかしながら、周波数において記録された結果については、記録された周波数帯や波形の形よりおおよその種を想定することはできますが、通常の飛翔、採餌時の飛翔など、同一の種であっても状況により波形の形が変化し種の断定は難しい状況にあります。そのため、風力発電事業に対する影響予測の観点から『10kHz～30kHz 帯（高空を飛翔する）』、『30～60kHz 帯（低空から高空を飛翔）』、『60kHz 帯以上（低空を飛翔）』と3つのグループに分けて整理いたしました。</p> <p>なお、確認されている周波数帯に含まれると想定される重要種については、予測の対象として取り上げ予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>調査内容については、不足はないものと考えております。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	土砂災害がとても心配です。土地がぜい弱と聞いています。その様な所へ建設すれば災害が起こる可能性が高いのでは？ 今回のアセスと、災害は違うと言われますが、ではどこが災害について答えてくれるのですか？	<p>すべての風車の箇所及び作業道についても、全域で地質調査を実施中です。その結果を踏まえて、関係機関と協議の上で造成設計することで、土砂災害防止対策を考慮した計画を作成いたします。</p> <p>事業計画地の周辺にお住いの方々が抱く不安を取り除くことができるように、今後とも十分な説明の機会を頂きたい、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	大規模な改変で、匹見川等、濁水が流れないとは考えにくい。 釣りをする者にとっては、大変迷惑な計画。 弥栄に関しては、累積的影響の調査が不足。騒音だけをみても、既存風車と、今回の事業しか考えられていない。グリーンパワーの新計画のポイントも入れるべき。調査不足である。	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壌に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p> <p>調査結果につきましては、専門家の方々にもご確認いただき「よく調査がなされている」、「実施内容に大きな問題はない」、「周辺に生息していると考えられる種についてほぼ網羅されている」等のコメントをいただいております (p524～528)。</p>

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>当該事業想定区域一帯には優れた自然が多く存在しており、中国山地の主要な自然が残る地域である。そのため、開発行為に際しては、極めて慎重な調査が求められる。加えて近隣には多くの民家が存在する上、登山や沢登り、溪流釣り、自然散策、写真撮影など、生物や景観を楽しむことを目的とした来訪者が多く、地域の重要な産業を支えている。とりわけ、やわたハイランド 191 リゾートスキー場は地域のシンボリック景観であると同時に、冬季における地域住民の重要な雇用の場となっている。住民の暮らしが損なわれないためにも、住民が納得する形でアセスメントの手続きが行われるべきであると考えている。</p> <p>(1)鳥類における影響予測について 影響予測の全体について これまで、まとまった鳥類調査が行われていなかった当地域で大規模な調査が行われ、結果として準備書 870P に示されるように 124 種もの多様な鳥類の生息が確認されている。特に希少猛禽類については、準備書 871P 表 10. 1. 4-8 に示されているように 16 種が事業区域の周辺で記録されている。生態系の上位種である猛禽類がこれだけ生息しているということは、この地域の生物多様性と自然度の高さが示している。事業地周辺の比較的狭い範囲でこれだけの種類の希少猛禽類が見られる場所は貴重である。このような貴重な場所に大規模な自然改変を行う風力発電所を建設することはきわめて憂慮される事態である。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。</p> <p>今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
35	<p>クマタカに対する影響予測について 準備書 946P に示されるように、絶滅危惧 1B 類のクマタカが事業地域の周辺で複数つがい繁殖していることが確認され、限られた調査期間内だけでも 417 例の確認例がある。当会会員もこのエリアで調査を行い、事業区域及びその周辺でクマタカの探餌行動、繁殖生行動を確認している。この地域はクマタカの生息密度が高く、きわめて生物多様性が高い重要な地域であると考えられる。</p> <p>準備書の表 5-1(23)ではクマタカの生息に影響は小さいと評価しているが、尾根に 13 機並べられた風力発電機の建設では工事中はもちろん稼働中もクマタカの生息環境に大きな影響を与えると考える。保全措置としては、工事中の騒音を低騒音型の建設機械を用いると書かれているが、工事計画ではクマタカが神経質になる繁殖期の工事中断等の配慮事項については全く記載されていない。</p> <p>この他、鳥類については以下のことが懸念される。</p>	<p>クマタカについては、風力発電施設の設置は営巣中心域を避けたこと、営巣適地と推定されている場所の改変割合の程度も小さいこと (p1275) から、影響は低減されているものと考えております。</p> <p>また、クマタカにおいて、重機の稼働時や発破時に凝視や驚くしぐさがみられるが、それ以外はほとんど気にする様子はなく、工事の影響は小さいと報告されている (園田陽一・松江正彦・上野裕介・栗原正夫 (2013) 国土技術政策総合研究所資料 No. 721 道路環境影響評価の技術手法「13. 動物、植物、生態系」の環境保全措置に関する事例集、p-49-51.) こと、工事に伴う騒音は一時的なものであることから、影響は小さいものと考えております。</p>

(意見書 21 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>①鳥類の渡りの調査について</p> <p>猛禽類の渡りが確認されており、かつ飛翔高度が風車回転翼の高度 M を飛翔したものがわずかな調査期間中であるにもかかわらず、16 例確認されている。その他の鳥類でもツバメをはじめとして多数の渡り鳥が記録されている。年間を通じればかなりの数に上る鳥類が通過していると考えられる。さらに、当会会員により事業区域周辺においてクロハゲワシやアカアシチョウゲンボウなどの希少な猛禽類の渡りも確認されている。</p> <p>準備書 886P 表「高度区分別確認状況」によれば、確認された猛禽類のほとんどが高度 M を飛翔しており、この地域への風車設置のリスクが高いことが予測される。</p>	<p>「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー28 巻(2004) 3 号 p.18-22、竹岳秀陽・向井正行、平成 15 年)によれば、風車設置前は、風車の設置予定地である尾根付近を通過する多くの飛翔が確認されたが、設置後は風車が設置された尾根付近はほとんど通過せず、風車の北側または南側を通過していることが確認されたことから、渡り鳥が風車を回避すると報告されています。</p> <p>さらに、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成 30 年)(以下、「NEDO 事後調査報告書」という)において、風力発電施設稼働後における渡り鳥調査が実施されており、その結果、「渡りのほとんどは、風車から隔離しており、風車に接近した場合でも高高度であった」との事例が報告されています。</p> <p>そのため、本事業においても回避する可能性が高いと考えております。しかしながら、不確実性を伴うものであるため、事後調査を実施し環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、状況に応じて追加的な環境保全措置等を検討してまいります。</p>
37	<p>②希少鳥類の調査について</p> <p>調査結果で絶滅危惧 1B 類のミゾゴイが確認されている。ミゾゴイは溪流の沢を主な餌場としており、本建設計画により主たる餌場を喪失することになると考える。準備書の評価は影響では水域の改変はしないので影響はないと評価しているが、急斜面の谷の上部に巨大な構造物や裸地を作ることになる本計画ではミゾゴイの生息地である沢に土砂が流れ込むことが予測される。</p>	<p>土砂の流入については、土砂流出防止柵やふとん籠等を設置するといった環境保全措置を実施することにより影響は低減できるものと考えております。</p> <p>また、工事については各種許可を受けたうえで、適切に実施してまいります。</p>
38	<p>③既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果を活用した累積的影響評価の実施について</p> <p>対象事業実施地区の北 3km には浜田ウィンドファームの風力発電機 29 基が稼働中であり、さらにその南側に(仮)新浜田ウィンドファームの風力発電事業 17 基の建設計画が進行中である。浜田ウィンドファーム、(仮)新浜田ウィンドファーム、(仮)益田匹見風力発電の 3 つの風力発電施設が完成すれば、南北 10km、東西 5km の範囲内に最大高 150m 超の大型風車 61 基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになる。この範囲内で生息が確認されている 9 つがいのクマタカをはじめ、多くの動植物の生息・生育が困難となることが予測される。通商産業大臣意見をはじめ、島根県知事、益田市長からも指摘されている、複数の風力発電基の稼働による累積的影響が懸念される。そこで、すでに稼働中の風力発電事業者、現在建設計画進行中の風力発電事業者と十分連携し、累積的影響の評価を具体的かつ慎重に実施することを求める。</p>	<p>浜田ウィンドファームにつきましては、現地調査時に稼働中であったことより、影響を加味した状況を記録できているものと考えております。特に広域にかかる渡り鳥については、両事業にまたがり利用されているような主要な渡りルートは確認されていないことから、累積的影響の検討対象といたしませんでした。</p> <p>(仮)新浜田ウィンドファームにつきましては、現在公開されている情報が方法書の段階になり、事業計画及び風車諸元等が固まっていない状態であること、調査結果についても公表されていないことより、現段階においては累積的影響の予測は実施いたしませんでした。</p> <p>今後の手続きにおいて、結果が公表されている場合には累積的影響についての評価の実施を検討いたします。</p>

(意見書 21 つづき)

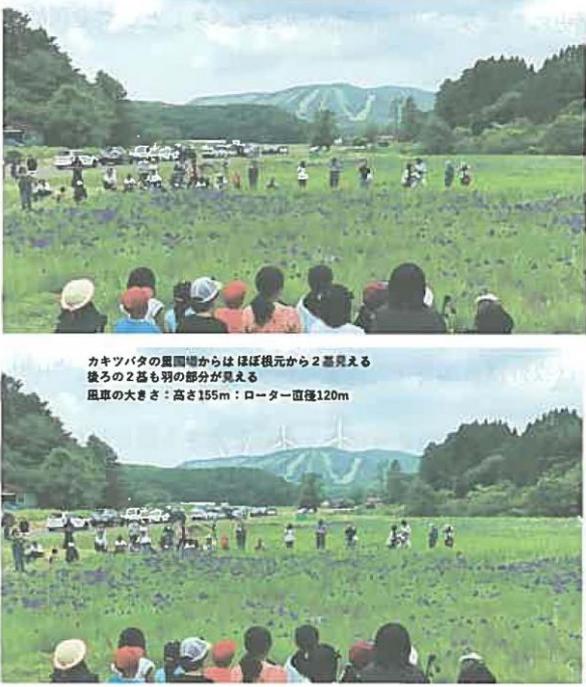
No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>(2) コウモリ類における影響予測について</p> <p>これまで、まとまったコウモリ類調査が行われていなかった当地域で調査が行われ、結果としてキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ヒナコウモリ科の1種、オヒキコウモリ、コウモリ目の1種が確認されている。一方、当会会員により、事業実施区域から東に約5km離れた鷹ノ巣山において、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリ、ユビナガコウモリが確認されている。さらに、近隣の臥竜山ではシナノホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリなどのコウモリ類が確認されており、当該地域には準備書に記載されている種よりもさらに多くのコウモリ類が生息している。したがって、コウモリ類については、かすみ網やハープトラップを用いた捕獲調査等の追加調査を実施することを求める。</p>	<p>コウモリ類の調査につきましては、かすみ網及びハープトラップを用いた捕獲調査に加え、周波数帯の記録が可能な機器を高高度に設置するといった調査を実施しております。捕獲調査において確認された種の同定ができたものについては、種名を示させていただきます。</p> <p>しかしながら、周波数において記録された結果については、記録された周波数帯や波形の形よりおよそその種を想定することはできませんが、通常の飛翔、採餌時の飛翔など同一の種であっても状況により波形の形が変化し種の断定は難しい状況にあります。そのため、風力発電事業に対する影響予測の観点から『10kHz～30kHz帯(高空を飛翔する)』、『30～60kHz帯(低空から高空を飛翔)』、『60kHz帯以上(低空を飛翔)』と3つのグループに分けて整理いたしました。</p> <p>なお、確認されている周波数帯に含まれると想定される重要種(ヤマコウモリ、ヒナコウモリ等)については、予測の対象として取り上げ予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>調査内容については、不足はないものと考えております。</p>

(意見書 21 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>(3)人と自然との触れ合いの活動の場について</p> <p>スキー場についての見解には事実誤認があり、対応についても意見回答が実施されていない。方法書に対して、事業地に隣接するスキー場に関して住民等から 11 件もの意見が出されており (12、13、15、17、19、20、38、91、96、107、145、)、知事意見においても触れられている (2-オ、6-カ 416)。</p> <p>スキー場についての見解は「山を開発して人工的に作られた民営のゲレンデスキー場であることから、景観の主要な眺望点や主要な人と自然の触れ合いの活動の場には選定しておりません。」としている。しかし、当該スキー場は山を開発したのではなく、自然の地形を活かし、もともと「草地」として使われていた山を整備したものであり、人工的な造成等の開発は最低限の付帯施設を除いて行われていない。国内で草原環境が激減する中で、造成がされていないスキー場には希少種も多く生育・生息しており、生態的にも重要な場所である。豊かな積雪が得られる地形を利用し、草原生態系を守りながら運営されるスキー場はまさに、西日本でも貴重な「人と自然との触れ合いの活動の場」である。冷涼で雪質が良いことから、広島県のみならず、島根県、山口県、九州からも多くの利用者が訪れており、開発には最新の注意が払われるべきである。2022 年 3 月 24 日に八幡地区で実施された説明会においても、事業者(調査会社)が事実誤認であったことを認めており、調査内容に不備があることは明らかである。</p> <p>加えて、「スキー場を遠望した際のスキーリゾートに関する眺望については・・・スキー場運営者に対しては、引き続き事業の説明を行う」としているが、スキー場運営者は上述の説明会の会場において「説明は無かった」と明かしている。</p> <p>結果として、スキー場のゲレンデから 2km 以内の近接地に 4 機 (この内 2 機は 1km 以内に近接) もの風力発電機が計画されているにもかかわらず、その影響についてのアセスメントは実施されておらず、スキー場運営者への説明もなされていない。</p> <p>上記のように、準備書は記載内容に不足等が多いため、熟度が低いアセス図書となっている。そのため、再調査または追加調査を実施したうえで準備書を作成し直すべきであり、それができない場合は、事業を中止すべきである。</p> <p>参考文献 畑瀬 淳・上野吉雄 (2020) 広島・島根県経に位置する鷹ノ巣山のコウモリ相、高原の自然史, 20:1-5 上野吉雄・畑瀬 淳・小柴正記・河津 功・日比野政彦・向山 満・薄木奈津子・吉行瑞子 (2002) 西中国山地のコウモリ相 I. 高原の自然史, 7:85-97 上野吉雄・加藤淳司・柳瀬美幸・田原 博・柚野木公盛 (2020) 島根県南西部におけるクマタカの繁殖状況. 高原の自然史, 20:7-11 上野吉雄・石井秀雄 (2020) 広島県北広島町におけるアカアシチョウゲンボウの初記録. 高原の自然史, 20:31-32 茶村真一郎 (2021) 広島県におけるクロハゲワシの初記録. 高原の自然史, 21:43-44</p>	<p>スキー場につきましては「山スキー」と「ゲレンデスキー」に区分し、「山スキー」は人と自然との触れ合いの活動の場に該当するものの、人工的に山地を開発して造られた施設である「ゲレンデスキー場」や「リゾート施設」は基本的には選定外と考えており、これに対し、これまでの審査において「ゲレンデスキー場」を人と自然との触れ合いの活動の場に選定すべきとのご意見は頂戴しておりません。</p> <p>しかしながら、やわたハイランド 191 リゾートにつきましては、調査及び予測・評価地点には選定していないものの当然配慮すべき場であると考えており、直接改変はもちろんのこと、騒音、シャドーフリーカー、景観等による影響も極力回避・低減した計画といたしました。</p> <p>スキー場の運営企業様には、本準備書の縦覧前に本事業についてのご説明に伺っておりましたが、本事業によって生じる可能性のある変化についてご説明が足りていなかったため、今後改めてご説明の機会を頂戴し、スキー場内において生じる可能性のある変化についてさらに具体的なご説明をさせていただくとともにご意見を賜り、引き続き対話を重ねさせていただきます。ご意見を賜り、引き続き対話を重ねさせていただきます。</p> <p>なお、「事実誤認」とのご意見につきましては、やわたハイランド 191 リゾートの地歴に関しては把握していないことを申し上げた次第であり、調査内容の不備とは考えておりません。</p>

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<p>予定地には 2 つがいのクマタカが生息しており、クロハゲワシ、アカアシチョウゲンボウ、カラフトワシ、シラガオオジロなどの希少な渡り鳥の渡り経路となっている。</p> <p>さらに、現在稼働している 29 基の浜田ウィンドファーム、計画中的の新浜田ウィンドファーム、島根ウィンドファーム、広島西ウィンドファームなど、近隣に多くのウィンドファームの計画がある。</p> <p>そのため、それらの風車群のクマタカや希少な渡り鳥に対する、るい積的影響評価を行うことを要望する。</p>	<p>浜田ウィンドファームにつきましては、現地調査時に稼働中であったことより、影響を加味した状況を記録できているものと考えております。特に広域にかかる渡り鳥については、両事業にまたがり利用されているような主要な渡りルートは確認されていないことから、累積的影響の検討対象といたしませんでした。</p> <p>(仮)新浜田ウィンドファーム、島根ウィンドファーム、広島西ウィンドファームにつきましては、現在公開されている情報が方法書の段階になり、事業計画及び風車諸元等が固まっていない状態であること、調査結果についても公表されていないことより、現段階においては累積的影響の予測は実施いたしませんでした。</p> <p>今後の手続きにおいて、結果が公表されている場合には累積的影響についての評価の実施を検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>私たちは(仮称)益田市匹見風力発電事業の事業実施地域に隣接している広島県八幡地域において、ボランティア活動により2001年から20年以上にわたってカキツバタの栽培をしています。これは1933年と1937年の2回、当地を来訪された牧野富太郎博士が自生していたカキツバタの美しさに感動されたという歴史にちなみ、「八幡高原のカキツバタ」として全国的にも有名なものです。</p> <p>私たちは八幡地域の休耕田を活用し、牧野富太郎博士が来訪された時代の景観とカキツバタ群落を再生しています。しかしながら当時の八幡高原に風力発電機があるはずもなく、この度の事業は私たちの活動の目的を永遠に閉ざしてしまうものです。</p> <p>来年の連続テレビ小説「らんまん」は牧野富太郎博士の偉業を振り返る物語であり、当地にも多くの観光客が殺到すると見込まれます。しかし、風力発電により景観を大きく損なわれてしまった八幡高原にきっと誰もが失望することでしょう。</p> <p>私たちは今回の建設事業に絶対反対を表明するとともに以下の調査を依頼します。</p> <p style="text-align: center;"><u>調査内容</u></p> <p>八幡高原カキツバタの里における ①春夏秋冬それぞれの季節における全方位の正確なフォトモンタージュの作成をしてください。</p> <p>(参考) 当会メンバー作成のフォトモンタージュ</p>  <p>カキツバタの展望場からはほぼ根元から2番見える 後ろの2番も羽の部分が見える 風車の大きさ：高さ155m：ローター直径120m</p>	<p>八幡高原カキツバタの里につきましては、いただいたご意見を踏まえ眺望点に関する情報を把握し、評価書における対応を検討いたします。</p>

(意見書 23 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	②騒音及び低周波の大きさの予測および健康への影響予測を高齢者、成人、妊婦、未成年、幼児などの年代別、さらに晴天、雨天、降雪、台風等の災害時、早朝、日中、深夜といった条件ごとに定量的に示してください。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたしました。 調査時期は四季各 72 時間とし、季節、天候、時間等の異なる状況の把握に努めました。
44	③その調査結果を踏まえ、その影響を回避するための具体的な施策を明示してください。	本事業の実施により風力発電機から発生する騒音や低周波音の予測値は、環境省による指針値や人が感じる最小音圧レベルを下回っています。 なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。
45	④今回の事業によって何らかの損害が発生した場合、その補填方法について、だれが主体となって、どのような補償をしてくれるのか明示してください。	本事業に係る損害に関して、まずは現地調査等により現況把握し、専門家等の第三者の意見も伺いつつ、原因究明に努めます。その後、再発防止と損害との因果関係に応じた対応策を検討することといたします。 なお、責任の所在に関しましては、損害の原因と合理的に認められる主体にあり、補償方法は都度、協議となると考えます。

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>弊社は広島県山県郡北広島町西八幡原において、スキー場（やわたハイランド 191 リゾート）をスキー場経営する会社です。又、当スキー場は益田市匹見風力発電事業計画地（以降、当該計画と記する）とは、県境を境に最も至近距離にある観光施設です。</p> <p>その場所は、今回の環境影響評価準備書に、対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況（図 2.2-1(3)）に記載されている、広島県山県郡北広島町西八幡原・島根県益田市匹見町との県境に所在しております。</p> <p>添付資料（1） ※やわたハイランド 191 リゾートと当該計画風力発電設備との位置関係</p> <p>地理院地図 国土地理院 添付資料(1)</p> <p>御社の当該計画の風力発電機設置予定位置との距離は、直線距離約 1 キロメートル前後と極めて隣接した場所に計画されています。環境影響評価方法書に対しての意見書でも述べましたが、当該スキー場山頂部には二本のスキーリフトの降り場監視室があります。準備書に記載されている風力発電機は出力 4,300kW・風力発電施設の高さ 155mもある巨大風力発電機が設置された場合、風車の風切り音・機械から生じる騒音・超低周波音・風車の影・水環境・景観・人と自然との触れ合い活動の場等々に、様々な影響が起きると強く考えます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
46 つ づ き	<p>スキー場営業期間には当該計画の風力発電機 1 号機・2 号機の威圧的な姿は、当該計画風力発電機から至近距離 1 キロメートル前後の場所に勤務するスキー場従業員に対しても、またお越し頂いたお客様に対しても、その異常な景観は著しく不快感を与えません。また、常時リフト降り場監視室にて勤務する者に対して、振動・風切り音と言われる騒音・超低周波音等により健康被害が起きます。</p> <p>当該計画は広島県山県郡北広島町八幡高原の主要な観光施設や、地域住民の生活環境に与える影響は極めて大きいものであり、弊社のスキー場の存続にも大きく影響が起きます。当該計画による自然環境・就業環境等への侵害は許されるものではありません。</p> <p>令和 2 年 8 月 18 日付にて、経済産業省から「仮称益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境保全の観点から勧告が示され、広島県知事及び島根県知事からの意見書を勘案する様に写しが添付され、環境影響評価準備書にはその回答書が掲載されていますが、意見書を十分に検討したとは思えない内容ではないですか。</p> <p>また、環境影響評価準備書の記載内容は、計画地の島根県益田市寄り目線での判断が先行し、隣接県の広島県からの意見は真剣な検討がされていないと感じます。自治体・住民・影響を受ける事業者は意見を言うのみで、事業者が『環境に配慮する』と言ってしまうと、影響を受ける住民等は置いてきぼりのまま事業が進める事が出来ると考えているのではないのでしょうか。</p> <p>許認可を得るために、地域住民等に対して形式的な会議開催で済ませれば良いと考えていませんか。不都合な事項は、「配慮する・検討する」とのその場しのぎの回答は誰も望んでいません。</p> <p>下記に記載する事項は、「(仮称) 益田匹見風力発電事業 環境影響評価準備書」を閲覧し、当該計画に対する意見書として提出させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
46 つ づ き	<p>(1)人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>「環境影響評価方法書」では、御社の考えでは当スキー場は「人と自然との触れ合いの活動の場」ではないという事業者見解が明記されています。</p> <p>その理由として、「山スキー」と「ゲレンデスキー」に区分し、「山スキー」は「人と自然との触れ合いの活動の場」に該当するものの、人工的に山地を開発して造られた施設である「ゲレンデスキー場」は想定外と考えているとの事業者見解が示され、弊社のスキー場は「人と自然との触れ合いの活動の場」ではないと、一方的に否定の姿勢が示されています。</p> <p>しかしながら、『広島県知事意見ではスキー場は重要な観光資源であるため、スキー場からの発電施設の見え方は元より、スキー場を遠望した際のスキーリゾートの雰囲気も損なわないように、スキー場の運営事業者に対して十分な説明を行い、理解を得ること。』と意見が述べられているにもかかわらず、一度たりとも話し・説明行為もなく、意図的に想定外という考えを押し付ける結論ありきの姿勢です。しかし、令和4年3月24日(木)に開催された住民説明会に於いても参加者からも「やわたハイランド191リゾート」は『人と自然との触れ合いの活動の場』であるとの意見が強くあつた事実が示すように、間違いなく「人と自然との触れ合い活動の場」であります。</p> <p>本計画事業実施想定区域に隣接するスキー場の存在が、自分たちの計画に様々な影響が予測されるために想定外にしたのではと、考えざるをえないと強く感じています。また、広島県知事意見をも無視する姿勢ではないですか。</p> <p>隣接するスキー場の存在が当該計画を推し進めるに当たり、不都合となるので意図的に考えられた回答ではないのでしょうか。(景観を無視して風力発電設備の効率を考え、出来るだけ県境付近高い場所に設置したいという考えが先行していませんか)</p> <p>「人と自然の触れ合い活動の場」として『やわたハイランド191リゾート』が該当すると認識頂き、主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況を調査地点として調査を行って下さい。(広島県山県郡北広島町八幡集会所での地元環境影響評価準備書説明会で出席者から意見が出て、御社は説明会で行うとの回答をされています)</p> <p>『やわたハイランド191リゾート』施設に対する、当該計画の風力発電設備(1号機・2号機)からの環境影響評価を行い、景観・風車からの生じる風切り音や機械から生じる騒音・超低周波音・風車の影・回転から生じる風の影響等を考慮した、環境影響評価準備書に加えて、より明確な説明責任を強く求めます。</p>	<p>やわたハイランド191リゾートにつきましては、調査及び予測・評価地点には選定していないものの当然配慮すべき場であると考えており、地形等を踏まえ、騒音、シャドーフリッカー、景観等による影響を極力回避・低減した計画といたしました。</p> <p>スキー場の運営企業様には、本準備書の縦覧前に本事業についてのご説明に伺っておりましたが、本事業によって生じる可能性のある変化についてご説明が足りていなかったため、今後改めてご説明の機会を頂戴し、スキー場内において生じる可能性のある変化についてさらに具体的なご説明をさせていただくとともにご意見を賜り、必要な対応等改めて検討してまいります。</p> <p>なお、ご参考までではございますが、再生可能エネルギーの導入を世界と日本全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられ、環境体験学習やTVコマーシャル、視察等を通じて、風力発電所が一種の観光資源となっている地域もございます。実際、アジア風力発電(株)に出資する(株)北拓が支店を設置している北九州市若松区響灘地区では、18本の風車が周辺エリアに設置されており、上皇様をはじめとする大臣や政府関係者、再生可能エネルギー業界の視察、映画の撮影、TVCM撮影、市内外の小学生中学生などの環境学習、近隣住民の方の見学会など多くの方が訪れるシンボルとなっております。風力発電所が周辺地域に対して、良い影響を与えられるような方策の検討も行いたく、皆様のご意見を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>(2)景観</p> <p>御社は「前回の環境影響評価方法書説明では視覚的なシミュレーションについて不確定な状態で示すことは誤解を招く恐れがあるから、方法書には参考として、風力発電機の建設を予定している範囲を示すにとどめる」と事業者の見解をされています。</p> <p>しかし、環境影響評価準備書説明会においても、広島県山県郡北広島町八幡地区の景観に関する説明も、プロジェクターを利用し配布資料を映し、小さな写真を投影するのみで、具体的に大きく分かり易く投影するのではなく、形式的な説明だけであり、八幡集会所に集められた住民に今回の計画をフォトモンタージュで示し、景観に対して地域住民との話し合いを進めようとする姿勢が感じられません。</p> <p>弊社のスキー場施設のフォトモンタージュも極めて分かりにくい、小さな写真を投影して、広島県からの景観には何事も無いような説明がされました。しかし、その実態はスキー場山頂部分に大きな風力発電機の異様な姿が墓標のように示されています。</p> <p>島根県県境付近からの高さ 150 メートルを超える巨大風車が見える背景は、スキー場にお越し頂いたお客様にも異様に感じるものとなり、風車の姿は興ざめの何物でもない姿です。冬場の人と自然との触れ合いの場として、スキー場は 35 年以上かけて観光施設として多くのお客様から認知されています。当該計画は、明らかにスキー場経営を害するといっても過言でもありません。</p> <p>広島県知事意見に記載されている、『近接するスキー場は重要な観光資源あるため、スキー場からの発電施設の見え方は元より、スキー場を遠望した際のスキーリゾートの雰囲気損なわないように、スキー場の運営者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること』と意見が述べられています。しかし、御社は景観に対する広島県知事意見も無視しているのではあませんか。</p> <p>何故なら、御社は「やわたハイランド 191 リゾートのゲレンデ及び休憩室からは不可視であることを確認している」との事業者見解を記載されていますが、当スキー場に関係者がお越しいただいた事実はないと認識しています。十分な説明・理解を求める事をされましたか。堂々と身分を明かし訪問し、現状での具体的な事業内容の説明や理解を求める行動があったという事実は、私の記憶にはその様な事実はありません。御社の説明等々の行動は、弊社を無視し当該計画を行うに際し、不都合な事は無視する行動ではないですか。</p> <p>当該計画を推し進めるのであれば、風力発電設備（1号機・2号機）を、県境から景観に支障のない距離に、風力発電設備設置箇所を変更する強く求める。</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>いただいた意見を真摯に受け止め、改めて事業について説明に伺わせていただき、本事業の詳細並びにスキー場において生じる可能性のある変化について丁寧な説明に努めさせていただきます。</p> <p>なお、やわたハイランド 191 リゾートについては、準備書 p. 1289 の図に示すとおり、可視と計算されている箇所がわずかにございますが、今後、植生も反映した現地写真をもとにどのような見え方となるか精緻な予測を行い、それに基づいて極力見え方のインパクトを低減できるよう検討を行ってまいります。</p> <p>また、我々の説明が不十分であったため、訪問に値されないとご判断されてしまったかもしれませんが、事業者としては準備書の住民説明会前に 1 度ご訪問・事業概要のご説明・対話をさせていただいたと記憶しております。ご訪問させていただいた際にも、本事業への強い思いをお聞かせいただきまして、これからどのように形にしていくのが良いのか事業者として専門家の意見も交えながら、引き続き対話を重ねさせていただきたく存じます。</p> <p>なお、ご参考までではございますが、再生可能エネルギーの導入を世界と日本全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられ、環境体験学習やTVコマーシャル、視察等を通じて、風力発電所が一種の観光資源となっている地域もございます。実際、アジア風力発電(株)に出資する(株)北拓が支店を設置している北九州市若松区響灘地区では、18本の風車が周辺エリアに設置されており、上皇様をはじめとする大臣や政府関係者、再生可能エネルギー業界の視察、映画の撮影、TVCM 撮影、市内外の小学生中学生などの環境学習、近隣住民の方の見学会など多くの方が訪れるシンボルとなっております。風力発電所が周辺地域に対して、良い影響を与えられるような方策の検討も行いたく、皆様のご意見を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
47 つ づ き	<p data-bbox="225 248 820 344">添付資料(2) ※御社が説明会にて使用したフォトモンタージュ資料とその拡大版</p>  <p data-bbox="245 775 820 1093">3. 環境影響評価 (7) 景観 北広島町2  72</p> <p data-bbox="245 1211 820 1529">3. 環境影響評価 評価項目 *経済産業省令に定められた下の9項目について、調査・予測・評価を行いました。 *選定項目及び調査方法に関しては、方法書段階で専門家による審査を経て、妥当であることを確認しました。 (1) 大気質(窒素酸化物、粉じん等) (2) 騒音・低周波音・振動 (3) 水質 (4) 地形・地質 (5) 風車の影 (6) 動物・植物・生態系 (7) 景観 (8) 人と自然との触れ合いの場 (9) 廃棄物・残土 73</p>	

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>(3) 騒音及び超低周波音</p> <p>弊社は当該計画で示された大型風力発電機（最大出力 4,300kW）からは、騒音及び超低周波音による環境被害・人への健康被害が生じると考えます。</p> <p>スキー場山頂降り場監視小屋では、私どものリフト従業員が営業時間内は常時その場で勤務していますので、勤務時の健康被害等があると考えています。また、お越し頂いたお客様にも不快感を与えるものであると考えます。</p> <p>環境影響評価方法書での意見書での事業者の見解では、「風力発電機は技術革新により、静穏化が進んでおり、現在では風力発電機が大きくなったといつても、発生する騒音が大きくなるとは限りません。」と述べられています。しかし、当該計画の風力発電機は国内最大級の新たな風力発電機であるため、既設の風力発電機との比較では考えられないと考えます。ブレードの風切り音・ローターの回転音・増速機発電機から出る機械音等々の騒音は未知数であり、経験値が無いにも関わらず「風力発電機が大きくなったといつても発生する音が大きくなるとは限りません。」と一言で結論付けています。</p> <p>超低周波音についても、風力発電機がある地域での住民の方々の健康被害が報告されています。当該計画における大型風力発電設備から起きうる、騒音及び超低周波音からその様な被害が起きえない明確に断言する事が出来ますか。御社の方々は、当該計画が完成すれば、地元定住し 20 年間住居し暮らしていくのではなく、身をもって経験するのではなく離れます。島根県益田市匹見町で自らが住み、健康被害が起きないことを立証されますか。</p> <p>当該計画がされる場所は、過疎が進み住む住民も少なく、健康被害など申し出る住民もいないと考えておられませんか。しかし、広島県山県郡北広島町西八幡・東八幡に住まいする住民は、今後もこの地で住まいし生活をしていく場所です。当該計画の風力発電機から起こり得る被害を無視できません。弊社もこの地でスキー場経営を継続してまいります。一年 365 日その地に住民等に対する騒音・超低周波音に対してどの様に考えておられますか。</p> <p>広島県知事意見も「風力発電設備の配置等を検討する際には、対象事業実施区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であることを考慮すること。」が述べられています。</p> <p>具体的な風力発電機からの騒音は、形式的な現地調査でした事にするのではなく、地域住民からの切実な意見も考え、風力発電機の設置場所を十分に検討する事を求める。</p>	<p>本事業の実施により風力発電機から発生する騒音の寄与値は、191 リゾート頂上付近では 30 デシベル未満、低周波音の寄与値は 65 デシベル程度の値となっています。</p> <p>施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p> <p>なお、風力発電機と人の常時勤務する場所との距離が 1km 以内の事例は存在します。実際、アジア風力発電(株)に出資する(株)北拓では、北九州市にて風車の直線距離 400m にて支店を開設し常時勤務しております。また、その周辺には本事業と同じタイプの風車が設置されており、その 230m の距離に 24 時間稼働している工場等もありますが、現在まで騒音(低周波なども含む)やブレードの回転などの風車を起因とした健康被害については確認されておりません。</p> <p>弊社としては、本事業の周辺にお住いの方々の不安を払拭できるよう、引き続き説明の機会を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしく願います。</p>

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>(4)ブレードの回転による影響</p> <p>環境影響評価方法書の意見書に「ブレードの回転による影響」について意見を述べましたが、当該計画では風力発電設備 1 号機は「やわたハイランド 191 リゾート」リフト降り場監視室から直線距離で約 1 キロメートルと極めて近距離に設置計画が示されているにも拘らず、曖昧で理解できる事業者見解が示されていません。</p> <p>全国の稼働する風力発電機も、今回のような風力発電機と人が常時勤務する場所との距離が約 1 キロメートルの至近距離の施工事例も無いのが実情ではないですか。しかも、施工実績のない大型発電機からの影響の有無も考えていない計画ですか。</p> <p>風力発電機からは、ブレード先端から翼端渦が自由流失して下方に流れ去り、『風切り音という騒音源』が発生します。また、ブレードの回転により、風車の後流に円筒の壁を作り、回転から生ずる風の影響が生じると考えます。この影響は、「やわたハイランド 191 リゾート」山頂リフト降り場監視室で勤務する従業員は、常にブレード回転により起きうる被害にさらされます。当該計画の風力発電機装置 (1 号機)・(2 号機) は余りにも近距離であるため、風力発電機からの風切り音・超低周波音・ブレードの回転による機械音等様々な影響が降りかかってくる。</p> <p>また、スキー場方向にブレードから生じた風が吹いた場合には、降雪条件・雪質にも変化をもたらし、スキー場の降雪条件等に影響が起きうると意見を述べました。しかし、御社からの見解は「積雪量や雪質の変化は、近年の地球温暖化による気温上昇や、気象条件の変化等である」と言われています。しかし、大型風力発電装置からのブレードの回転による影響もさらなる要因となる事を意見として述べました。しかし、御社は大型風力発電機から起きうる問題点も明確に示さない状況で、自分達の風力発電事業計画は関係ないという姿勢ですか。経験値のない新たな大型発電施設から起きうる問題点も考えずに、計画遂行という姿勢は如何なるものですか。</p> <p>相互に話し合い・協議等を行う姿勢はないのですか。道川の地権者同意が取れているので、当該事業計画は手順を踏んで進めて行えるという発言もありました。風力発電機設置箇所も発電効率優先で山頂付近に敷設するのが当たり前という考え方が御社の姿勢であり、当該計画の意見を考慮して計画変更等を行う考えは無いのですか。</p> <p>当該計画の大型風力発電機設備 (1 号機・2 号機) の設置場所をブレードの回転の影響を受けない場所への変更を強く求める。</p>	<p>方法書へのご意見に対する事業者見解に記載したとおり、現時点では積雪地域で風車が稼働している既設事例はありますが、風車の稼働による降雪条件や雪質が変化したという事例の報告はございません。</p> <p>また、騒音や低周波による周辺環境への影響は、調査結果を基に、準備書内に予測評価を公表させて頂きました。</p> <p>本事業により、周辺にお住いの方々に与える影響は科学的見地に基づいて予測評価し、その結果を基に説明の機会を頂きますよう、よろしく願っています。</p> <p>なお、風力発電機と人の常時勤務する場所との距離が 1km 以内の事例は存在します。実際、アジア風力発電(株)に出資する(株)北拓では、北九州市にて風車の直線距離 400m にて支店を開設し常時勤務しております。また、その周辺には本事業と同じタイプの風車が設置されており、その 230m の距離に 24 時間稼働している工場等もありますが、現在まで騒音(低周波なども含む)やブレードの回転などの風車を起因とした健康被害については確認されておりません。</p> <p>弊社としては、本事業の周辺にお住いの方々の不安を払拭できるよう、引き続き説明の機会を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしく願っています。</p>

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>(5)風車の影</p> <p>風車の影については、当該計画では高さ 155 メートルもある大型風力発電機が、至近距離に設置された場合、大きさの威圧感・回転するブレードの影による弊害が生じます。事業者の見解では、人が日中屋内にいる住宅等を予測対象として、住宅等に配慮して「風車の影」による影響を可能な限り回避又は極力低減かるように努めるとの事ですが、計画段階で弊社のスキー場センターハウスも風車の影のよる弊害調査を行って下さい。広島県山県郡北広島町八幡地区の重要な観光資源に対する影響調査を真剣に取り組んで頂きたい。</p> <p>西八幡地区に在住する住民は、アジア風力発電の社員の方々とは違い、この地区に今までもこれからも生活していく場所です。当該計画の大型風力発電機が建設されると、地域の方々は、一年中、西側からの太陽光による風車の影は極めて生活環境・農作物の成長・飼育している家畜・自然界の動植物に対しても、大きく影響があります。(生活者の受忍限度をはるかに超える)</p> <p>勿論、弊社も風車の影の影響を受けます。山頂付近からの影はゲレンデへ投影され、ゲレンデ景観にも大きく影響します。</p> <p>当該計画の県境付近からの大型風力発電機設備の設置箇所変更で、『風車の影』からの影響をなくする事を求める。</p>	<p>予測の結果、本事業より風車の影がかかる可能性のある範囲を図 10.1.3.2-3 (p.821) に示させていただきました。スキー場センターハウスには、風車の影がかからず、ゲレンデについてもその大部分には風車の影がかからない予測結果となっております。</p> <p>また、農作物等や動植物への影響については、国内でも農地や牧場のすぐそばに風力発電機が建設されているところがありますが、動物や農作物等へ重大な影響があったという公の報告例は無く、海外においてもシャドーフリッカーによる農作物等への影響についての指針値等は設けられておりません。</p>
51	<p>(6)水環境</p> <p>環境影響評価方法書の意見書にも述べましたが、当該計画の事業地に隣接する当施設は、表流水を用水として利用しています。その水源は嶽山から湧出する地下水がその源です。この表流水は簡易水道設備の用水であり、スキー場の大切な事業水です。当該計画が地下水の湧出に与える影響の調査、予測及び調査を強く求めます。</p> <p>事業者の見解として、「周辺の地下水の量に影響を与えることはほぼないと考えている」との回答ですが、この判断を具体的結論付けた調査資料での具体的に説明があのません。この調査はいつ頃どの様に行ったのかは一切説明もなく一方的な回答です。枯渇・汚濁等々、水環境にはスキー場存続に係る重大な影響が起きます。コロナの影響で十分な時間があつたと思いますが、許認可申請に係ることへ時間が中心で、地元関係者との話し合いを行い、理解を求めていくという積極的な姿勢はないのですか。「計画します」「策定します」とその場限りの回答は誰も望んでいません。曖昧な事業者の見解では済まされないと考えます。</p> <p>理解納得できる調査を行った証拠書類を持つての回答をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、やわたハイランド191リゾートは表流水を用水として利用しており、その水源は嶽山から湧出する地下水がその源です。</p> <p>風力発電所建設に係る土地の改変は、尾根上のごく浅い範囲に限られます。したがいまして、周辺の地下水の量に影響を与えることはほぼ無いものと考えておりますが、今後、ボーリング調査を実施して地下水位を把握した上で、地下水脈に影響を与えないよう工事計画を策定いたします。</p> <p>また、本事業では、表流水の流れ方向を変更する計画はないため、やわたハイランドリゾート付近では、風車の設置に係る造成に伴う影響を把握する地点として「水質 1」を設定し、現地調査を実施いたしました。</p>

(意見書 24 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>(7) 観光資源</p> <p>「やわたハイランド 191 リゾート」は、県内外から多くのお客様がお越しになるスキー場です。北広島町の主要な観光施設であり、地域住民の就業の場でもあります。これまで述べてきたように、騒音、超低周波、風車の影、景観の変化などによる環境の変化は、来場者数の減少につながる恐れが強くあり、スキー場閉鎖や雇用先の喪失を招く事の可能性があります。自然あふれる景観の中、スキー・ボード・雪遊びを楽しみにお越しになったお客様には、大型模風力発電機の回転するブレード・風切り音・発電機からの機械音等、興ざめ以外の何物でもない。スキー場事業者にとって、その営業を害すると言っても過言でもない。多くのお客様にお越し頂くことが経営の継続ができ、存続できる事が北広島町の観光資源として地域貢献をする事が出来ます。</p> <p>冬場には、ウィンタースポーツを楽しまれるお客様・スノーランドでお子様とそり遊びを楽しまれる家族連れのお客様・冬キャンプを楽しまれ、冬の澄み切った夜空を楽しまれるお客様など県内外の 30,000 人以上のお客様に支えられています。また秋には、北広島町の大きなイベントとして、「八幡高原型湖マラソン大会」も開催され、広島県内外から 3,000 人以上の参加者や応援者がお越しになり、八幡高原の自然を満喫しながらマラソン大会が開催され、多くの方々八幡高原の自然を満喫されます。その時は、私も施設が大会開催場所になります。また、今年度より八幡高原の魅力を発信する情報発信箇所として社会貢献も行う計画です。</p> <p>広島県山県郡北広島町八幡地区の観光資源を守るために、当該計画の大型風力風力発電設備を、広島町西八幡原と島根県益田市匹見町道川との県境から、景観に支障のない距離に風力発電設備設置場所の変更を求める。具体的な要求は、当該計画の風力発電施設（1号機）と風力発電施設（2号機）を広島県山県郡北広島町西八幡原県境から、当該計画区域内の下部に設置場所の変更を強く求める。</p> <p>御社の当該計画は、『人と自然との触れ合いの活動の場』としてスキー場存続に大きく関わる事態です。自然景観が損なわれ、自然美溢れる県境に興ざめする大型風力発電機が墓標の様に映る姿は、不都合な姿として映り、興ざめした多くのお客様が訪れなくなりスキー場への来場者の減少となります。その様な事態になれば、会社の存続が困難となり、スキー場閉鎖の原因となります。また、近隣の多くの地元の方々の雇用の場が失われる事態にもなります。弊社にとっても地元住民の方々にとっても、不幸な事態になると考えています。</p> <p>弊社からの意見に対して、許認可を得るための形式的な回答でなく、アジア風力発電事業計画の大型風力発電機設置場所の変更等、より具体的な誠意ある回答を求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>景観に関しては、準備書内にフォトモンタージュを掲載させて頂きました。広島県山県郡北広島町八幡地区から風力発電機の一部を視認できる予測としております。</p> <p>弊社の事業では、「風エネルギーを活用できる場所」として、山間部の計画としておりますが、標高が高い場所での計画である以上、風力発電機が人の目に触れることは避けることができないと考えております。弊社としては、風エネルギーを活用できる中で、景観への影響を可能な限り低減できるよう検討を続けてまいります。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入を世界と日本全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられ、環境体験学習やTVコマーシャル、視察等を通じて、風力発電所が一種の観光資源となっている地域もございます。実際、アジア風力発電機に出資する(株)北拓が支店を設置している北九州市若松区響灘地区では、18本の風車が周辺エリアに設置されており、上皇様をはじめとする大臣や政府関係者、再生可能エネルギー業界の視察、映画の撮影、TVCM撮影、市内外の小学生中学生などの環境学習、近隣住民の方の見学会など多くの方が訪れるシンボルとなっております。風力発電所が周辺地域に対して、良い影響を与えられるような方策の検討も行いたく、皆様のご意見を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>匹見川源流部で、また、山の尾根に建設される当事業については、匹見川の土砂の流入が確実にあると思われる。</p> <p>匹見川は高津川の主要な支流で、もし高津川の水が悪くなると、益田市圏域の産業や生活に多大な悪影響を及ぼします。</p> <p>上記の理由で、益田匹見風力発電所建設に反対します。</p> <p>また、各事業所が西中国山地をぐるっと囲むことに対しても、水環境や希少生物への悪影響が考えられますが、それらを全く考慮されていないので、地域の事を考えられていないこのすべての風力発電所の建設に反対です。</p>	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壌に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせ、高津川への影響を極力低減させる事業計画を策定します。</p> <p>また、水生生物等への影響についても、極力低減できるように、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	<p>1. 準備書から評価書の作成へと進みますが、法律的には住民への説明会は今回が最後になりますが、今後、どのような方法で住民の方々に進捗状況などを説明されますか？</p> <p>道川地区では今後、地域の皆さんとの意見交換会がおこなわれる等の話がありましたが、他の地区は？</p>	<p>弊社は益田市に事務所を置き、地元の方々との情報交換は常に実施できる状態です。</p> <p>環境影響評価以外の点でも、ご関心やご心配があれば、弊社にご連絡頂ければ説明差し上げる所存です。</p> <p>(連絡先は弊社 HP に記載)</p> <p>http://www.asia-windpower.co.jp/</p>
55	<p>2. 道川地区では土地所有者(〇〇組合の幹部等)の賛成意見がまったく出ませんでした。・・・どうしてですか？風力発電建設が地区にとっての必要性を説明会で出してほしいものです。</p>	<p>住民説明会の開催目的は、環境影響評価法に基づく調査を実施し、その予測評価結果を説明した上で御参加者様と意見交換をすることです。</p> <p>土地所有者の方々には、本事業にご賛同を頂いている状況です。</p>
56	<p>3. 八幡地区では風景の変化・音・影等が非常に懸念されます。八幡地区は環境面では全国に有名な地域です。現在、一般社団法人北広島町観光協会がサステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業(北広島町アドベンチャーツーリズム実証事業)を八幡地区を中心に進められています。風力発電建設が、この事業に大きな影響がおよぶと考えられます。</p>	<p>景観・騒音・風車の影に関しては、準備書に予測・評価結果を掲載しました。皆様から頂いた御意見を踏まえて、事業計画の検討を続けてまいります。</p>
57	<p>4. 八幡地区説明会で最後に意見として準備書の見直しについて意見が出ましたが、代表者のかたの回答は法律にのっておこなっていると一刀両断の返答で、多くの意見が出たのに残念でした。説明会の冒頭にこの地域の良さを代表にお聞きしたとき、風力発電事業は相反する環境であることに、言葉が詰まったのは、この地域の良さを理解していただいたとは思いましたが、閉会まえの返答は残念でした。</p>	<p>環境影響評価は、環境影響評価法に基づき、住民の皆様や関係自治体からのご意見を頂戴する手続きです。一方で、法律の範囲外においても、住民の方々への説明は積極的に行う方針を説明させて頂きました。</p>
58	<p>5. 浜田地区から廿日市市まで多くの風力発電の建設が計画されていますが、地域が何とか活性化した地域になればと日夜頑張っている人々が各地域に沢山いるのを忘れないでほしいです。</p>	<p>弊社としては、本事業によって周辺住民の方々に対して、良い面での影響を与えられるように、検討を続けます。</p> <p>そのためにも、地元の方々との情報交換の場は重要と考えております。</p>

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>今回貴社が供覧された、(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書について意見を述べさせていただきます。</p> <p>総括事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を行われた部分もあるが、肝心な水環境の調査は机上調査が多く、予測評価全般が事業実施ありきの結論である。 ・住民から繰り返し表明されている集中豪雨時の濁水流出、土砂災害の恐れについて十分な調査・評価が行われておらず、住民の不安を解消する説明がされていない。 ・周辺の風力発電施設との累積的な影響の評価が求められているにも関わらず、一部騒音について評価しているのみであり、動植物への影響については評価されていない。 ・耐用年数経過後の風力発電施設撤去等の質問に対する回答も、20年後の状況で検討するなど曖昧で、責任をもった発言とは言えない。これでは将来の巨大建造物の置き去りが不安視される。 	<p>現時点では、図上での予測が中心ですが、工事によって発生した濁水をどのようにして周辺土壤に浸透させ、常時水流に直接流入させないためにはどのようにすればよいかについての検討を行っています。</p> <p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p> <p>工事期間中には発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壤に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>確かに大雨が降った際には自然の濁水が発生します。事業の実施によって、この自然の濁水に事業実施による濁水が追加されることを極力避けるために、沈砂池を設置します。</p> <p>土砂の流出に関しては、必要な部分に土砂流出防止対策を施す計画です。災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p> <p>耐用年数経過後(運転開始より 20 年後)に関しては、説明会の中で以下のように説明し、現在も方針に変更はありません。</p> <p>耐用年数経過後(運転開始より 20 年後)は、その時の設備機器の状況を考慮し、必要な保守修繕をしながら発電所を継続すること、発電所を撤去し事業を終了すること、また最新の風力発電施設に建て替えること等について、その時点での法律や政策に基づいて判断します。事業を終了する場合は、弊社が責任をもって廃止した風力発電施設を撤去し、現状復旧します。</p>

(意見書 27 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>個別事項</p> <p>1. 水環境</p> <p>方法書段階で当会から提出した高津川への濁水の流入についての意見書に対して、貴社は、「改変区域に降った雨水は沈砂池に集め、一定時間滞留させて土砂を沈降させたのち、布団籠を用いて森林土壌に流し浸透させる。常時水流までの距離を十分確保するので、河川への濁水の流入はない。」とし、現地調査を行い、常時水流までの距離を十分確保すると述べている。ところが、説明会では常時水流までの距離は、地理院の地図上で測定したとの説明であり、現地調査を行っていないことを認めている。</p> <p>また、準備書 802 ページでは沈砂池から常時水流までの距離の表を示し、沈砂池から濁水の河川への到達はないと評価しているが、全て机上計算であり、現地調査に基づいた適切な評価とは考えられない。</p> <p>本会では現地調査を行い、貴社が常時水流はないとしている地点で、水棲昆虫、魚類の存在を確認・記録している。この点について指摘すると明確な回答はなく、常時水流の始点は地理院地図により計測したことを繰り返し説明しただけであった。</p> <p>方法書段階での県知事意見 3. 水環境に特筆されている「<u>「工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響および変化が予想されることから、下流域も含めた必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。また、濁水による影響の評価にあたっては近年増加している集中豪雨等の傾向も考慮すること」と述べられているにも関わらず、下流域での調査は実施されていない上、降雨時の調査については、時間雨量 10mm 時の調査のみであり、現地の降雨の実態に即していない。</u></p> <p>また、計画地の降水量についても比較的降雨量の少なかった過去 3 年間（H30～R2）の資料のみを掲載し、直近では平成 29 年、それ以前に何度も発生した集中豪雨については触れられていない。説明会において参加者から繰り返し発言があったように、住民の不安は島根県西部で毎年のように繰り返されている集中豪雨である。住民説明会での、「集中豪雨時は災害対応なので行政の審査を受ける。」と説明を避けるような姿勢では、不安は全く解消されない。</p> <p>さらに、降雨時の雨水の対策については風車ヤードに沈砂池を設けるという対策のみで、約 14.9km にも及ぶ管理道とその法面に降る雨水の処理については道路脇の排水溝の設置の記載があるのみである。管理道及び法面の面積は風車ヤード・施業地の面積を大きく上回る 24.1ha にも及ぶ計算となり、そこに降る雨水の処理方法が全く説明されていないのは環境影響評価として不十分である。</p>	<p>現時点では、図上での予測が中心ですが、工事によって発生した濁水をどのようにして周辺土壌に浸透させ、常時水流に直接流入させないためにはどのようにすればよいかについての検討を行っています。</p> <p>今後、沈砂池の設置準備では必ず現地に立ち入りますので、その際に沈砂池設置場所の近傍に新たな常時水流を見つけた際には、追加の排水対策等を検討して、この事業の実施による周辺環境へ与える追加の負荷を回避または低減できるよう事業計画を策定いたします。</p> <p>管理道路上で発生する濁水については環境影響評価の対象とはしておりませんが、この濁水については側溝や横断側溝を使用し、短い区間に区切って常時水流から離隔の取れる場所から分散排出する計画です。</p> <p>準備書では、雨量分布については過去 3 年間の記述をしていますが、10 年確率雨量は過去 30 年間の雨量データをもとに導かれる数値です。</p> <p>調査、予測、評価を行った際の時間雨量が 10mm であるという指摘に関しては、河川水の調査を行うには大変危険な雨量であることもご理解いただきたいことと、通常範囲の降雨があった時の環境保全対策は、集中豪雨時の周辺環境に与える影響低減にも役立つと判断しています。</p> <p>なお、災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。</p> <p>この保安林指定の解除審査の中でも確率雨量を使っている協議を行います。</p> <p>なお、この保安林指定の解除審査の中では「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>ただ、集中豪雨時の対策は上記の保安林指定の解除審査の中で、環境影響評価とは別の場所で議論すべき内容であることをご理解いただけますと幸いです。</p>

(意見書 27 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>3. 地形・地質</p> <p>住民説明会では、工事箇所の説明はほとんど行われなかった。風車サイトの標高、周辺の山地の傾斜等の重要な要素も説明されていない。地質の説明では、方法書段階で行うと述べていたボーリング調査はこれから実施して設計すると説明していた。これでは住民が意見を述べる場がないことになる。</p> <p>住民から、風車サイトの下流に土砂災害危険渓流があることを指摘されると、森林法に該当する保安林解除許可を得るために行政の審査を受けるから大丈夫だと答えた。これは方法書段階で住民から出された質問と同じ回答であり、全く住民の不安を解消する努力を行っていないと感じている。</p> <p>※2. 飛び。原文ママ。</p>	<p>ボーリング調査を実施するためには、保安林解除の手続きが必要であり、そのために調査の実施が遅れております。</p> <p>なお、災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>保安林指定の解除審査の協議に直接住民の方の参加はできませんが、自治体の担当部署と責任をもって協議を行い、自治体からの指摘を真摯に受け止めて事業計画を策定いたします。</p>
62	<p>4. 動物・植物・生態系</p> <p>方法書に対する県知事意見で触れられている一級河川高津川水系の漁業に与える影響について全く触れられていない。源流域の魚類、両生類、水生昆虫類への影響の評価が「濁水は河川へ到達しない。」という一方的な見解だけで片付けられており、全く妥当な評価とは言い難い。</p> <p>「濁水は河川に到達しない。」という根拠が、地図上の常時水流までの距離の計測と、Trinble and Startzs の図式のみであり、現地調査を行った結果を示していない。Trinble and Startzs の論文が 1957 年と古くかつアメリカで行われたもので適切ではないのではないかと言う指摘に対しては、平成 25 年発行の「森林作業道作設の手引き(岐阜県森林研究所)」でも使用されていると回答された。しかし、その手引きの注釈には、手引きが対応するのは小規模林道であると記載されている。本事業が計画している約 14.9km、道路幅 4m 超にも及ぶ大型林道(管理道)には対応していない手引きである。</p> <p>また、沈砂池を用いて濁水を防ぐと説明しているが、沈砂池から流出する水の温度上昇については検討すらされておらず(住民説明会での回答)、水温の上昇に弱い希少魚類であるゴギへの影響が全く考慮されていない。沈砂池の排水が流入する沢に生息するゴギが絶滅する恐れがある。</p> <p>風車ヤードや施業地、管理道から濁水が流れ込めば、下流の川底の石が泥を被り、高津川名産の鮎が餌とする藻類の生育が妨げられる。高津川流域の川漁師の生活を脅かし、鮎漁を毎年楽しみとしている釣り人の楽しみを奪う事につながる。</p> <p>両生類については、濁水が河川に到達しないととして、影響はないと予測評価しているが、沢の埋め立て自体がサンショウウオ等の両生類の産卵生息場所を奪うものである。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	<p>濁水到達距離予測に関しては、風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集(環境影響評価審査の検証風力発電所事例集 検討委員会、平成 29 年)に、沈砂池排水を土壌浸透させる場合の予測手法として、「沈砂池から排出する濁水が河川に流入するか否かの判断にあつては、「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」(森林総合研究所、平成 24 年)を参考に定量的に予測を行うことが考えられる。なお、沈砂池の排水が直接河川に流入する場合は、完全混合式による予測を行うことが考えられる。」という記述があります。この「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」に濁水到達距離の予測に使われる Trimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」が記載されており、このことから風力発電所の環境影響評価において、広く用いられているものです。</p> <p>Trimble&Sartz の原文では、林地だけではなく草地での検証結果も載せられています。なお、「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」には「重要水源地における林道と水流の間の距離」の検証が行われており、降雨後の洗掘跡調査において、排水の到達距離は、一部の極端な例(植生が貧弱で流出する水量も多い)を除いて「重要水源地における林道と水流の間の距離」のグラフに示されている距離よりも短いことから、沈砂池排水を土壌浸透させるにあたっての予測・評価において濁水到達距離予測による手法は妥当であるものと判断しています。</p> <p>なお、北海道立林業研究所の研究では森林土壌への平均浸透率は、伐採跡地であっても 200mm/h 以上であることから、草地の結果も含んでいる「重要水源地における林道と水流の間の距離」を使用して予測することは安全側の予測であると言えます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>

(意見書 27 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
62 つ づ き	<p>陸上動物では、鳥の調査はかなり綿密に行われ、猛禽類をはじめ希少な鳥類の生息と繁殖が確認されている。しかし、肝心な影響評価の段階で渡り鳥や周辺に生息する鳥類に影響が及ぶと思われるバードストライクの項目では、評価未確認の衝突率計算式を引用し「影響はほぼない。」という結論に強引に導いている。衝突率計算に用いられた項目の数値についてはかなり疑問の残るものも見られる。(渡り鳥の滞在日数等)</p> <p>調査結果によれば、かなりの数の渡り鳥の飛翔が確認されており、この地域に直径 120mの風車を 13機も設置すれば、バードストライクが起こるであろうことは容易に想像される。準備書に述べられている「迂回可能な空間が確保されていることから・・・」の言い回しは、衝突する鳥に責任があると言っているかのようである。</p> <p>コウモリの調査では、説明会の会場で専門家から「調査が稚拙である。」と指摘され、事業者も十分ではないと認めていたが、この点でも調査が不十分であることがわかる。</p> <p>植物については、工事による改変区域が事業実施区域の 6.6%に過ぎないので、改変による影響は少ないという説明が繰り返されている。ところが、準備書を熟読すると、計画地の中で重要な植物群落であるブナ林の 66%が失われることになっている。保全措置として、「重要種は移植等の保全措置をとる。」とされているが、具体的な保全策は明記されていない。また、改変によって生じた風車ヤード、施業地、管理道の法面 12.8haには種子の吹き付けによる緑化を行うと示されているが、外来種による種子吹き付けは地域の貴重な生態系を大きく破壊することにつながるので許されない。</p>	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壌に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>また、沈砂池では容量確保のため定期的に浚渫を行いますので、夏季に沈砂池内底層での貧酸素状態は起こらないと考えております。また、直接常時水流への排水がありません。常時水流の水源は地表面近くを流れる地下水である湧水であると考えられることから、本事業実施による排水はゴミが生息する河川の水温上昇には寄与しないと判断しております。</p> <p>ゴミに関して、ご指摘のとおり、工事により生息場所等となる隙間などに砂泥が溜まってしまったり、沢沿いの樹木を伐採することで水温の上昇や餌の供給が減少することなどが影響として考えられます。</p> <p>そのような影響を極力低減できるよう、仮設の沈砂池を設けて細かい砂などの流出を極力防止するとともに、土砂流出を防止する柵なども適宜設置してまいります。また、造成は必要最小限にとどめることから、影響低減を図ってまいります。現地の状況にあわせ、影響が低減できるよう、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>特に渡り鳥につきましては、「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー-28 巻 (2004) 3号 p. 18-22、竹岳秀陽・向井正行、平成 15年)によれば、風車設置前は、風車の設置予定地である尾根付近を通過する多くの飛翔が確認されたが、設置後は風車が設置された尾根付近はほとんど通過せず、風車の北側または南側を通過していることが確認されたことから、渡り鳥が風車を回避すると報告されています。</p> <p>さらに、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成 30年) (以下、「NEDO 事後調査報告書」という)において、風力発電施設稼働後における渡り鳥調査が実施されており、その結果、「渡りのほとんどは、風車から離隔しており、風車に接近した場合でも高高度であった」との事例が報告されています。</p> <p>そのため、本事業においても回避する可能性が高いと考えております。しかしながら、不確実性を伴うものであるため事後調査を実施し環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には状況に応じて追加的な環境保全措置等を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>

(意見書 27 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
62 つ づ き		<p>コウモリ類については、確認種数より調査が不十分ではないかとのご意見をいただきましたが、かすみ網及びハーブトラップを用いた捕獲調査に加え、周波数帯の記録が可能な機器を高高度に設置するといった調査を実施しております。捕獲調査において確認され種の同定ができたものについては種名を示させていただいておりますが、周波数において記録された結果については、記録された周波数帯や波形の形よりおおよその種を想定することはできるものの、通常の飛翔、採餌時の飛翔など同一の種であっても状況により波形の形が変化し種の断定は難しい状況にあります。そのため、風力発電事業に対する影響予測の観点から『10kHz～30kHz 帯（高空を飛翔する）』、『30～60kHz 帯（低空から高空を飛翔）』、『60kHz帯以上（低空を飛翔）』と3つのグループに分けて整理いたしました。なお、確認されている周波数帯に含まれると想定される重要種（ヤマコウモリ、ヒナコウモリ等）については、予測の対象として取り上げ予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>植物につきまして、現地調査の結果改変区域内（建設工事で失われるおそれのある種）確認された改絶滅危惧植物については、移植を計画しております。ブナ林につきましては、重要な種及び群落に選定されてはおりませんが、造成を必要最小限にとどめる等の保全措置を行い今後も影響の低減に努めてまいります。なお、法面の緑化に使用する種子については、関係機関との協議の上決定いたします。</p> <p>各項目につきまして、現地の状況にあわせ、影響が低減できるよう、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>

(意見書 27 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>5. 残土処理</p> <p>本計画の切土量約 61 万 m³のうち約 35 万 m³が施業地造成の埋め立てに使用される。61 万 m³の大量の切土量は急峻複雑な稜線開発に伴うものであり、それだけでも環境要素に対する負担が過大になるのに加え、残土搬出せずに標高 900m の沢地形に埋め立てて処理する計画である。</p> <p>事業者は、熱海の災害は不法な残土処理であり、本計画は県の厳格な基準の下で行うと述べている。災害危険性については保安林解除許可の審査に委ねるとして、本準備書において埋め立てが環境へ及ぼす影響について何ら調査予測がなされていないことは重大な問題点である。</p> <p>排出残土をゼロにするという一見環境に配慮した記述をしているが、開発区域にとっては不要な施業地という名の埋め立てであり、発生残土にあっては平地に搬出処理すべきである。</p> <p>結論</p> <p>上記縷々述べてきたように、本件の準備書は内容的に不十分な点多々あり、(仮) 益田匹見風力発電所を計画通り建設することは高津川源流の自然環境を大きく破壊することにつながると考えます。</p> <p>益田市民が祖先から受け継いできたかけがえのない高津川の清流を失うことはあってはならないことです。私たちは今後の益田市発展のため、子孫のためにかけてがえのない宝、高津川を護っていきたく願っています。</p> <p>貴社においては環境影響評価を方法書の段階から再度実施するよう強く求めます。それができないのならば、事業の継続を断念されるよう要望します。</p>	<p>工事計画に関しては、環境影響評価の調査・予測・評価の対象になるものではございません。工事の設計と施工に必要な適切な調査の基、関係機関と協議を行い、安全な設計と施工を行う方針です。</p>

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>私は(仮称)益田市匹見風力発電事業の事業実施地域に隣接している広島県八幡地域において生活、勤務をしている者です。家族構成は私(46歳)、妻(43歳)、長男(6歳)、次男(4歳)の四大家族で、今後も八幡地区に永住したいと考えております。</p> <p>私は八幡地区内の八幡郵便局にて勤務しており、八幡地域上3班、八幡高原自然館管理組合、カキツバタの里づくり実行委員会、田尾組神楽団などの地域団体に所属しております。一年中ほとんど毎日を24時間、八幡地区内で過ごしております。</p> <p>八幡高原では名物の赤そば畑、カキツバタの里など、その豊かな景観によって観光客の誘致を図り、赤そばやカキツバタの花等の当地ならではの特産品を全国へ販売しています。これは当地の景観ももちろんのこと、牧野富太郎や宮本常一ら多くの著名人が訪れ、その印象を著書に記していることや縄文時代の矢じりが出土していることなど、歴史に彩られていることが多くのファンを引き付けていることにも支えられています。しかしながらこの度の巨大な風力発電機の建設は、八幡高原の景観や歴史的魅力を大きく損ない、当地で展開されている事業にとって大きな損失になることが予測されます。</p> <p>また前回の配慮書に対して提出した意見書にいただいた回答を読んでなお騒音、低周波等による健康被害についても懸念を払しょくできるものでなく、これも決して容認できません。</p> <p>これらの点を踏まえ、今回の準備書を拝読したところ、現在の調査内容では騒音や低周波に対する調査が十分とは言えず、重大な不安があるため下記の調査を要請します。</p> <p style="text-align: center;"><u>調査内容</u></p> <p>(自宅) 広島県山県郡北広島町西八幡原 ■■ (勤務先) 広島県山県郡北広島町東八幡原 ■■ (活動場所) 八幡地区上3班集体所、田尾組神楽道場、八幡高原カキツバタの里における</p> <p>①騒音及び低周波の大きさの予測および健康への影響予測を高齢者、成人、妊婦、未成年、幼児などの年代別、さらに晴天、雨天、降雪、台風等の災害時、早朝、日中、深夜といった条件ごとに定量的に示してください。 ※■■は個人情報のため、伏字にしました。</p>	<p>騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年)等を参考に実施いたしました。</p> <p>調査時期は四季各72時間とし、季節、天候、時間等の異なる状況の把握に努めました。</p> <p>調査地点については、風力発電機に近い各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した8地点で実施いたしました。</p> <p>現地調査については、方法書に記載した内容及び専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施いたしました。</p>
65	<p>②その調査結果を踏まえ、その影響を回避するための具体的な施策を明示してください。</p>	<p>本事業の実施により風力発電機から発生する騒音や低周波音の予測値は、環境省による指針値や人が感じる最小音圧レベルを下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>
66	<p>③私や関係する団体等が、経済的または健康面の被害を被った場合に、その補填方法について請求する具体的な手順や請求先について明示してください。</p>	<p>本事業に係る損害に関して、まずは現地調査等により現況把握し、専門家等の第三者の意見も伺いつつ、原因究明に努めます。その後、再発防止と損害との因果関係に応じた対応策を検討することといたします。</p> <p>なお、責任の所在に関しましては、損害の原因と合理的に認められる主体にあり、補償方法は都度、協議となると考えます。</p>

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>(仮称)益田匹見風力発電事業に反対し、理由を述べます。</p> <p>①建設予定地は 800～900mの急峻な尾根筋で、しかも山林の一部は自然回復不可能な場所です。その山林を伐採して道路を作り、高さ 155mの風力発電機を設置すれば山や斜面の崩壊が心配され、将来も荒れ地がむき出しの山が残ります。</p>	<p>風力発電機建設の際にボーリング調査も含めた地質調査を実施し、土地の安定性に問題があると判断する場合にはその場所への設置をいたしません。</p> <p>また、地質調査結果を踏まえ、関係機関と協議の上で造成設計することで、土砂災害防止対策を考慮した計画を作成いたします。</p> <p>なお、法面への植生や作業道への舗装により、むき出しの山を残さないように配慮します。</p>
68	<p>②工事に伴う泥水が全ての河川に到達しないと説明されていますが、根拠としている資料が 1959 年のアメリカ資料で、全く参考になら無く信用出来ません。近年増え続けている集中豪雨も無視しています。</p>	<p>沈砂池排水の濁水到達予測手法は「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」(森林総合研究所、平成 24 年)を参考に定量的に予測を行っております。</p> <p>「森林作業道開設の手引き--土砂を流出させない道づくり」には「重要水源地における林道と水流の間の距離」の検証を岐阜県森林研究所が平成 23 年に行われており、降雨後の洗堀跡調査において、排水の到達距離は、一部の極端な例(植生が貧弱で流出する水量も多い)を除いて「重要水源地における林道と水流の間の距離」のグラフに示されている距離よりも短いことを確認しています。したがって日本の林地土壌に十分応用可能と判断しています。</p> <p>なお、北海道立林業研究所の研究では森林土壌への平均浸透率は、伐採跡地であっても 200mm/h 以上であることから、草地の結果も含んでいる「重要水源地における林道と水流の間の距離」を使用して予測することは安全側の予測であると言えます。</p> <p>集中豪雨時の対策は保安林指定の解除審査の中で、環境影響評価とは別の場所で議論すべき内容であることをご理解いただけますと幸いです。</p>
69	<p>③建設予定地周辺山林には多くの絶滅危惧種の野生動物が生息していますが、電磁波や低周波振動の影響により生息出来なくなります。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。</p> <p>今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
70	<p>④自生している多くの絶滅危惧植物も山林の伐採・建設工事で失われる恐れがあります。またのり面に外来植物の種子を蒔く計画では、従来の自然環境を破壊してしまいます。</p>	<p>現地調査の結果変更区域内(建設工事で失われるおそれのある種)で確認された絶滅危惧植物については、移植を計画しております。</p> <p>なお、法面の緑化に使用する種子については、関係機関との協議の上決定いたします。</p>
71	<p>⑤私は仕事をリタイアした後、郷里を離れている子や孫に自慢できる自然豊かな山・川・海を守るべく、NPO 法人アンダンテ 21 に加入し島根県希少野生動物保護巡視員をしています。その私から見ると風力発電事業は、稼働中は CO2 を排出しない自然エネルギーですが、建設に伴う山林の伐採・土木工事は自然破壊そのものです。特に私達が力を入れて守っている、清流高津川に及ぼす影響が大きく、取り返しのつかない事態が予想されます。</p> <p>以上の理由から(仮称)益田匹見風力発電事業に反対します。</p>	<p>現在、日本の主力電源となっている化石燃料を利用した発電方法と比較し、風力発電は CO2 排出量が格段に少ない発電方法であると経済産業省は公表しております。</p> <p>発電に係る環境影響物質の排出量評価としては、発電プラントの運用段階の排出量のみならず、その建設や廃棄、さらには燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理などの発電部門のサプライチェーンの全体、すなわち発電のライフサイクルを包含して評価する必要があります。その点においても、風力発電は、化石燃料を利用した発電方法と比較し環境影響物質の排出が格段に少ない発電方法と認められております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解																																															
72	<p>①準備書 p. 643 に、騒音予測に用いた音響パワーレベル (PL) の一覧表があります。予測に用いたのは、環境調査時点のハブ高さの風速 5~7m/s の PL の値であり、定格出力時の PL の値と大きく異なります。PL の最大値は、風速 10m 以上の 106dB であり、予測値で用いた PL と比べると 12dB~6dB もの差があります。環境影響評価は、最悪の条件での評価ではないのでしょうか。定格出力時の評価もすべきです。</p> <table border="1"> <caption>調査時のハブ高さでの平均風速</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>風速</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">秋</td> <td>昼</td> <td>4.8 北</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>5.5 北</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬</td> <td>昼</td> <td>6 東南東</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>6.1 南東</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">春</td> <td>昼</td> <td>5.3 東南東</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>6.8 東南東</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏</td> <td>昼</td> <td>5.1 南東</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>4.8 南東</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ハブ高さの風速(m/s)</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A特性音響パワーレベル(dB)</td> <td>92.2</td> <td>92.8</td> <td>94</td> <td>97</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>匹見・益田風力</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4300kW×13</td> <td>102.8</td> <td>105.1</td> <td>106</td> <td>106</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table>		風速	風向	秋	昼	4.8 北	夜	5.5 北	冬	昼	6 東南東	夜	6.1 南東	春	昼	5.3 東南東	夜	6.8 東南東	夏	昼	5.1 南東	夜	4.8 南東	ハブ高さの風速(m/s)	3	4	5	6	7	A特性音響パワーレベル(dB)	92.2	92.8	94	97	100	匹見・益田風力	8	9	10	11	12	4300kW×13	102.8	105.1	106	106	106	<p>ハブ高さ風速毎のパワーレベルによる施設からの寄与値については、図 10.1.1.3-13 に示しています。これによると、最大パワーレベルである定格出力時の 106dB で稼働した場合においても環境 7 を除いて残留騒音より低い値となっております。環境 7 についても残留騒音と施設からの寄与値を合成しても指針値以下となります。</p>
	風速	風向																																															
秋	昼	4.8 北																																															
	夜	5.5 北																																															
冬	昼	6 東南東																																															
	夜	6.1 南東																																															
春	昼	5.3 東南東																																															
	夜	6.8 東南東																																															
夏	昼	5.1 南東																																															
	夜	4.8 南東																																															
ハブ高さの風速(m/s)	3	4	5	6	7																																												
A特性音響パワーレベル(dB)	92.2	92.8	94	97	100																																												
匹見・益田風力	8	9	10	11	12																																												
4300kW×13	102.8	105.1	106	106	106																																												
73	<p>②2016 年の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会の報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」p. 6 に、ISO 9613-2 を用いた騒音の予測手法の中で「音が伝搬しやすい気象条件を前提として、各種の減衰を個別に計算し、受音点での等価騒音レベルを求めるものである。(中略) 騒音の減衰について周波数のオクターブバンドごとに個別に計算し、最終的にオーバーオール等の等価騒音レベルを求める。このため、<u>環境影響が最大となる状況を把握するに当たっては、風力発電施設が定格出力ないし最大出力で稼働している場合の、各オクターブバンド毎の音響パワーレベルに係る情報が重要となる</u>」とあります。「<u>環境影響が最大となる状況を把握する</u>」という検討会の主旨に従うべきです。</p>	<p>ハブ高さ風速毎のパワーレベルによる施設からの寄与値については、図 10.1.1.3-13 に示しています。これによると、最大パワーレベルである定格出力時の 106dB で稼働した場合においても環境 7 を除いて残留騒音より低い値となっております。環境 7 についても残留騒音と施設からの寄与値を合成しても指針値以下となります。</p>																																															
74	<p>③他地点の環境影響評価書を読むと、定格出力時での評価を併記しているところもあります。※中里風力(青森県)の評価書を読むと、通常風速時と強風時(定格出力で全基が稼働)を予測しています。※北鹿児島(西地区・東地区)風力でも、最大影響となる風速を選定し、風車の諸元を決めて、予測を行っています。定格出力時の影響評価を行うべきです。</p>	<p>ハブ高さ風速毎のパワーレベルによる施設からの寄与値については、図 10.1.1.3-13 に示しています。これによると、最大パワーレベルである定格出力時の 106dB で稼働した場合においても環境 7 を除いて残留騒音より低い値となっております。環境 7 についても残留騒音と施設からの寄与値を合成しても指針値以下となります。</p>																																															
75	<p>④「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について 2017 年 5 月」には、「<u>残留騒音及び風車騒音は、人の生活環境を保全すべき地域において、屋内の生活環境が保全されるように、屋外において風車が稼働する代表的な風況下において、昼間と夜間の値をそれぞれ求める</u>」とあります。</p> <p>準備書のデータは、本当に風車が稼働する代表的な風況なのでしょう。環境調査のデータはすべて、ハブ高で定格出力以下の風速です。これで、採算がとれるのでしょうか。何を根拠に代表的だのでしょうか</p>	<p>ハブ高さ風速毎のパワーレベルによる施設からの寄与値については、図 10.1.1.3-13 に示しています。これによると、最大パワーレベルである定格出力時の 106dB で稼働した場合においても環境 7 を除いて残留騒音より低い値となっております。環境 7 についても残留騒音と施設からの寄与値を合成しても指針値以下となります。</p> <p>代表性については、年間を通して平均的な状況を把握する目的から四季について調査を実施いたしました。</p>																																															

(意見書 30 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	<p>⑤環境省 再生可能エネルギー情報システムで、風況観測塔付近(北緯 34.69 東経 132.14)、地上 80m の風況は、<u>最頻風速(5.5m 以上)は西、20 年間の年平均風速は 7.5m/s</u>となっており、風向も風速も異なります。</p> <p>本当にマニュアルにある「<u>騒音の測定は、風配図等により地域の年間の風況を把握したうえで、風車の有効風速範囲における風速下の代表的な風況毎に測定時期を選定する</u>」を考慮しているのでしょうか</p>	<p>ハブ高さ風速毎のパワーレベルによる施設からの寄与値については、図 10.1.1.3-13 に示しています。</p> <p>これによると、最大パワーレベルである定格出力時の 106dB で稼働した場合においても環境 7 を除いて残留騒音より低い値となっております。環境 7 についても残留騒音と施設からの寄与値を合成しても指針値以下となります。</p> <p>代表性については、年間を通して平均的な状況を把握する目的から四季について調査を実施いたしました。</p>
77	<p>⑥重畳については WF 浜田のみ考えています。準備書には、金城町若生での WF 浜田の計算上の寄与値が示されています。この地は現状を反映しているのでしょうか。WF 浜田の建設時には、環境影響評価の手続きはなく、調査予測評価がなされていません。また、住民の騒音被害の訴え、WF 浜田への測定の要求にもかかわらず、運転開始後も騒音に関する調査は一切なく、現在にまで至っています。まず、環境影響評価の方法の有効性を確かめるために、WF 浜田に関する騒音測定、疫学調査を協力して実施すべきです。</p>	<p>累積的影響の検討については、風力発電機の諸元等の入手が可能である既設の風力発電設備を対象として実施いたしました。</p> <p>新浜田ウィンドファーム事業については、現在、環境影響評価手続き中であり、風力発電機の諸元等は検討中であることから、累積的影響の検討対象外としています。</p> <p>また、既設の風力発電設備が稼働する中で現地調査を実施していることから、騒音、低周波音、動物及び景観については、その結果には既設の風力発電設備による影響も含まれていると考えます。</p> <p>既設風車による影響については、弊社事業ではないため、ここでは差し控えさせていただきます。</p>
78	<p>⑦騒音のエネルギー伝搬予測方法 (IS09613-2) は、距離による減衰量の他、空気吸収による減衰量、地表面状況による補正量、地形などによる回折減衰量が考慮されています。確かに、音の発生源から、受音点までの地形による音の反射は考慮されています。が、準備書を読むと、風車からの音が谷沿いでの反射波と重なり、騒音が大きくなる可能性がある地形も読み取れます。受音点の背後にある地形での反射波の影響を考えるべきです。</p>	<p>風力発電機の稼働に伴う騒音の予測は、対象事業実施区域の周辺約 10km 四方を対象として、平面的に実施しました。予測にあたっては、空気による吸収や地形等による回折・反射を考慮したモデルを用いています。</p>
79	<p>⑦「ISO 規格による騒音伝搬予測計算法 井清武弘」(安全工学 1997 年 36 巻 6 号 444-450)に、IS09613-2 の適用限界についての解説があります。「この規格の前提としている環境条件が、「音の伝搬しやすい環境」を想定している点にある。この条件については「順風伝搬」とか「地表面(からの放射冷却)による逆転層が中程度に発達した条件」のように抽象的な定義しかされていない。また、規格の中でもこの予測法の精度についても触れられているが、100m までの伝搬距離で音源あるいは受音点の高さが 5m 以下の時は $\pm 3\text{dB}$、音源あるいは受音点の高さが 5~30m の範囲では $\pm 1\text{dB}$、伝搬距離が 100m 以上、1000m までの場合は、音源、受音点の高さに関係なく $\pm 3\text{dB}$ としている。この規格の計算方法については、その理論的背景や研究基礎が明確にされていない点もあり、今後予測精度などについては、予測実績と実測値の比較データの積み重ねをして、評価・検討を行うことが必要と考える」</p> <p>20 年以上も前の論文ですから、予測精度も改善されていると考えられます。各地にある風車での予測実績と実測値を明らかにしてください。計算結果に 3dB も幅があると、指針値との比較が無意味になります。</p> <p>※⑦重複。原文ママ。</p>	<p>予測実績と実測値の比較検討を行う場合、準備書、評価書における予測結果と事後調査時における風車のハブ高さ風速、調査時の温湿度に基づく予測結果及び実測結果が必要と考えます。</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づきハブ高さの風速の推定は平成 29 年 5 月以降であり、営業運転に至っている施設はまだ数が少ないため、十分な知見が得られていないと考えられます。</p>

(意見書 30 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p>⑧「風車音はしないのに、夜眠れない。眠りについても夜中 2 時か 3 時頃になると、毎晩妙な感じとともに眼が覚めてしまう。音ではなく、耳の奥で『グワ、グワッ』と渦巻くように聞こえてくる」(愛知県田原市)「運転開始から音に悩まされ、十分な睡眠が取れない状況が続き、風車が強くまわると胸がドクドクし、胸で音を聞いているような何とも言えない不快感を覚えました。半年後には、耳鳴りが始まり、それは現在も続いています」(愛知県伊方町) 2007 年頃から、全国各地で相次いだ住民の訴えから風車騒音の問題は起きました。過去、様々な低周波音被害者の診断にあたってきた医師故汐見文隆さんは問題解決に向けて精力的に動かれました。入院中に教えていただいたのは「個人差はある。風車の稼働時と停止時のデータを比べると、純音のピークが著しい。被害が起こるのは、この純音によるためであると考えられる。エコキュートなどでの測定、被害者の診断で実証済みである」という見解でした。被害者の訴えに基づいた健康調査を行い、耳鳴り・頭痛・イライラがなぜ起こったのか、解明すべきです。</p>	<p>本事業の実施により風力発電機から発生する騒音や低周波音の予測値は、環境省による指針値や人が感じる最小音圧レベルを下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>
81	<p>⑨環境省報道発表資料「風力発電施設から発生する騒音・低周波音の調査結果について(2009 年度)」に、愛知県豊橋市、田原市、愛知県伊方町での測定結果が示してあります。どの測定でも、純音でのピークがあります。また、環境研究総合推進費による研究「S2-11 風力発電による低周波音の人への影響評価に関する研究 2010～2012 代表橋秀樹」には、全国各地の低周波音の測定結果が掲載されています。ここでも、純音のピークが見られます。しかし、不定愁訴とこのデータの関連性は調査されていません。健康影響を調査し直し、指針値を改めるべきです。</p>	<p>本事業の実施により風力発電機から発生する騒音や低周波音の予測値は、環境省による指針値や人が感じる最小音圧レベルを下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>
82	<p>⑩2009 年、環境省は風車騒音の調査を始め、検討の結果、2017 年、風車騒音についての指針を示します。そのもとになったのは、長島風力発電所(2400kW×21 基・鹿児島県)での疫学調査です。「2061 メートル離れたところでも、騒音として聞こえている場合があった。静かな環境では、<u>風力発電施設から発生する騒音が 35～40 デシベルを超えると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠へ影響を及ぼす可能性がある</u>」とまとめられています。(出典 環境研究総合推進費による研究「5-1307 風力発電等による低周波・騒音の長期的健康影響に関する疫学的研究 代表石竹達也 2013～2015」)</p> <p>しかし、健康調査は行われず、全国各地で訴えられている耳鳴り・頭痛・イライラがなぜ起こったのかは、未だに明らかにされていません。疫学調査をやり直すべきです。</p>	<p>対象事業実施区域周辺で実施した現地調査結果では、残留騒音は 29～52 デシベルです。</p> <p>一方、本事業の実施により風力発電機から発生する騒音の寄与値は 7～30 デシベルであり、騒音計の測定下限値未満となる程度の値となっています。これらを合成した予測値は、環境省による指針値を下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p>

(意見書 30 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
83	<p>⑪「風力発電施設による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」日本音響学会誌 74 巻 5 号 (2018), pp. 280-285 石竹達也他では、自宅で風車音が聞こえるかの問いに 1000m 以内で 62% の人が聞こえると答えています (調査数 86) また、睡眠障害の割合 (アテネ不眠尺度で異常 (>=6) の割合は 41% です。以下、距離、聞こえた人の割合、調査数 睡眠障害の割合を示します。1000m < < 1500m、44%、44、37%。1500 < < 2000、29%、363、28%。2000 < < 5000、7.4%、1131、22%。5000 < < 2.5%、245、30%。5km を超える地点でも、2.5%、245 人中 6 人の人に風車音が聞こえています。この調査データに基づけば、予測は、準備書の範囲ではなく、広範囲ですべきです</p>	<p>騒音及び低周波音の予測は、対象事業実施区域の周辺約 10km 四方を対象として、平面的に実施しました。</p> <p>また、点予測としては、現地調査地点 8 地点を対象として実施しており、最も遠い地点は環境 6 で、風車位置から約 4.7km 離れています。</p>
84	<p>⑫「風力発電施設から発生する騒音等への対応について 2016 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告書を読むと、「風車の翼の回転により発生するスイッシュ音・振幅変調音(シューシューという音)とナセルから発生する純音(ブーン、ウィーンという音)が風車騒音の元凶である。純音性成分の評価等の人への影響に関することは知見が不足している」と認めています。指針値を決めるにあたって先延ばしにされた課題です。</p> <p>その後、環境研究総合推進費 終了研究成果報告書「風力発電施設等の騒音に含まれる純音性成分による不快感の評価手法の研究」(2017 年度～2019 年度)を根拠に、純音性成分は 20～100Hz では 3dB で、100Hz 以上で 6dB 以上になるとうるさくなるので対策が必要であると提言しています。</p> <p>準備書に純音可聴度 (Tonal Audibility) が記載されています。風速 8m/s から 14m/s で、マイナスの値となっており、可聴と判断される 0dB 以下です。一方、純音可聴度の報告義務は -3dB 以上となっています。なぜ、マイナスから、報告義務があるのでしょうか。データに曖昧さが残るのでしょうか。曖昧さが残るのであれば、事後調査が必要です。</p>	<p>純音の可聴度については JIS C 1400-11 (IEC 61400-11) に基づき試験され、記載することになっています。</p>
85	<p>⑬準備書に、発電機メーカーから提供された振幅変調音のデータがグラフで明らかにされています。2～3dB の変化があります。ニュージーランドでは、1～6dB でペナルティを設けています。この振幅変調音について、どのような評価をするのでしょうか</p>	<p>振幅変調の試験結果については、風車から 120m 地点の調査結果であり、54dB～57dB 程度の騒音レベルとなっています。</p> <p>意見 72～76 の見解の通り、各調査地点における施設からの寄与値は残留騒音より低い値であり、施設の稼働が明確に認識できるレベルではないと考えます。</p>
86	<p>⑭方法書に対する広島県知事意見で「スキー場やわたハイランド 191 リゾートを調査予測評価し、騒音の影響を回避すること」とあります。事業者の見解は「地点として選定。地域全体を対象に面的にカウンター図を作成」。</p> <p>調査地点はどこですか。また、住民意見 NO.13 にある、スキー場山頂降り場の春夏秋冬、昼夜の予測値を示してください。現状より、どの程度増加するのでしょうか。本当に影響を回避しているのか、明らかにしてください。</p>	<p>広島県知事意見への事業者見解は「騒音調査地点の設定にあたっては、風力発電機に近く、各地区への環境影響を適切に把握しうる地点として選定いたしました。騒音の予測は、調査地点だけではなく、地域全体を対象に面的にカウンター図を作成することにより把握いたしました。」と記載いたしました。</p> <p>風車騒音の予測結果は準備書 p. 657～659 に示しておりであり、スキー場やわたハイランド 191 リゾートに最も近い地点は環境 8 では 32～48 デンベルで、四季の昼間・夜間において残留騒音からの増加分は 0 となっています。</p>

(意見書 30 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
87	<p>⑮方法書に対する住民の意見NO.131に対する見解に「稼働後に問題が生じた場合、まず現地調査を行い、状況を把握した上で、必要に応じて専門家からの助言を踏まえて対応策などについて検討いたします」とあります。騒音・低周波については、科学的にも曖昧な点が多く、全国各地で不安の声があがっています。WF 浜田周辺では、健康被害を訴えた人はいますが、騒音測定は一度もなく、対応が不十分なままです。住民感情としては、「検討します」と書かれても納得できません。問題が生じる以前に、事後調査を位置づけるべきです。また、地方自治体との環境保全協定を締結すべきです。</p>	<p>本事業の実施により風力発電機から発生する騒音や低周波音の予測値は、環境省による指針値や人が感じる最小音圧レベルを下回っています。</p> <p>なお、施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて、対応策等について検討いたします。</p> <p>地方自治体との環境保全協定については、関係自治体等と協議し、必要に応じた対策を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
88	<p>(景観) 「赤そばの里 八幡高原」で方法書の意見書を提出した(意見書③)事業者の見解について 7年前から「赤そばの里づくり」に取り組み、花の美しさを写真に収める観光客は年々増えており夕焼けの嶽山をバックにした写真が人気になっています。赤そばの圃場は西中国山地国定公園内にあり素晴らしい景観と環境に恵まれ意欲的に栽培に取り組んでいます。</p>  <p>しかし(仮称)益田匹見風力発電事業で八幡地区に近い4基が建設されたら八幡高原の嶽山をバックにした赤そばの写真に巨大な風車が映り込み興醒めして観光客が激減することは明らかです。赤そばをメインにして地域で運営している「かりお茶屋」の運営自体が成り立たなくなり地域が衰退しかねない重大な危機感を覚えています。</p> <p>方法書に対する意見と事業者の見解で風がよく吹く八幡高原に近い風車は「風況という側面と社会インフラという側面で、地球環境に対して負荷の少ない発電方法である風力発電を実施するのに適した環境です。」と建設目的を正当化されている。「その一方で、本事業計画地周辺には豊かな自然を楽しむことができる場所があると思います。」と国定公園内にある八幡高原の自然環境の素晴らしさを認めておられます。</p> <p>この相反する立場を見解には「事業計画地周辺の豊かな自然と風力発電事業が共存できるような手段を環境影響評価の中で検討いたします。」と書かれており「お住まいの方々にはご心配をおかけし大変申し訳ないですがご懸念に答えられるよう努めてまいります。」と我々の心配に答えていただける回答が掲載されていますが絶対に偽りのないようお願いいたします。</p> <p>私たちは風力発電自体に反対はしていません。八幡高原に近い計画を他の場所に移すか計画を縮小していただくことで共存できると考えますのでよろしく申し上げます。</p>	<p>赤そばの里につきましては、いただいたご意見を踏まえ眺望点に関する情報を把握し、評価書における対応を検討いたします。</p> <p>弊社の事業では、「風エネルギーを活用できる場所」として、山間部の計画としておりますが、標高が高い場所での計画である以上、風力発電機が人の目に触れることは避けることができないと考えております。弊社としては、風エネルギーを活用できる中で、景観への影響を可能な限り低減できるよう検討を続けてまいります。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入を世界と日本全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられ、環境体験学習やTVコマーシャル、視察等を通じて、風力発電所が一種の観光資源となっている地域もございます。実際、アジア風力発電㈱に出資する(株)北拓が支店を設置している北九州市若松区響灘地区では、18本の風車が周辺エリアに設置されており、上皇様をはじめとする大臣や政府関係者、再生可能エネルギー業界の視察、映画の撮影、TVCM撮影、市内外の小学生中学生などの環境学習、近隣住民の方の見学会など多くの方が訪れるシンボルとなっております。風力発電所が周辺地域に対して、良い影響を与えられるような方策の検討も行いたく、皆様のご意見を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

(意見書 31 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>(風車の影)</p> <p>意見に対する見解が「風車の影のかかる範囲は、・(中略)・第 10 章の 10. 1. 3 に風車の影に関する調査結果があるので、ご確認くださいと思います。」</p> <p>中身を確認したら①②③④⑤すべての地点が八幡高原以外の調査地点で八幡高原での調査は全くしておらず意見に対する見解に全くなっていない。</p> <p>西日の写真も添付して状況を説明し風車の影の調査をお願いしたにもかかわらずやっていない。</p>  <p>標高が 800mある八幡高原は西日の当たる時間が長く見解で示されている時間より長い時間影響を受けると思われるので八幡高原の大林・菅原・上田郷などの地点で年間を通して調査し結果を示してください。</p>	<p>現況調査としては、土地利用状況及び地形状況については対象事業実施区域の周辺約 10km 四方を対象として既存文献等により把握いたしました。また、対象事業実施区域の周辺の住宅等が存在する範囲を現地調査の対象とし、風力発電機設置位置に近い住宅等を調査地点として選定いたしました。</p> <p>予測の結果、本事業より風車の影がかかる可能性がある範囲を図 10. 1. 3. 2-3 (p. 821) に示させていただきました。八幡高原周辺に位置している代表地点①を含む各代表地点での予測結果は表 10. 1. 3. 2-3 (p. 820) に記載させていただきました。</p> <p>年間で 5 時間 8 分、1 日最大 10 分の風車の影がかかる予測結果となっておりますが、常に曇一つない晴天が続く、風力発電機は常に太陽と正対し稼働する条件での予測結果ですので、実際に風車の影がかかる時間は、曇天や風車の稼働状況により、より少なくなると考えられます。</p>
90	<p>(風車の騒音)</p> <p>方法書の意見で騒音、低周波について意見を出しましたが第 10 章 1. 1 に騒音に関する調査結果があると見解にありました。確認したところ調査結果を確認する旨の見解と皆様の「ご懸念に応えられるような事業計画としてまいります。」とありました。</p> <p>ところが表 10. 1. 1. 3-4 風況観測塔の標高が 917m(この風況観測塔の位置は 1 号機の位置と同じ緯度経度でした) となっており風速観測位置は 957. 3m、967. 3m、976. 56m となっています。実際のこの緯度経度の 1 号機の設置位置である標高は 967. 2m でハブの位置は 1062. 2m 羽の最上部までの高さは 1122. 2m になります。調査の結果予想は実際の標高よりハブの位置で 85. 64m も低い位置での結果であり全く参考にならない調査結果です。風況ポールを実際に立てて検証していれば 50. 2m も標高が違う事は考えにくいと思います。騒音に関する事業者の見解は誠意ある回答とは到底思えず再調査と意見書に対する見解を出してください。住民にとって最も懸念している騒音問題で準備書は机上で作成したもので現地調査したものは到底思えず再度準備書の段階に戻って説明して「ご懸念に応えられるような事業計画」にして下さい。</p>	<p>風況観測塔の位置はご指摘通りハブ高さに達しませんが、ハブ高さにおける風速については、風況観測塔における実測値とそれぞれの高さから、べき法則により推計いたしました。</p> <p>意見 72~76 の見解でお示ししたとおり、風車から発生する最大のパワーレベルはハブ高さ風速 10m/s 以上で 106dB であり、それ以上となることはないため問題はないと考えます。</p>

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	<p>事業実施区域と残置林について</p> <p>西益田公民館説明会において、アジア風力が住民に配布した説明資料に記載されている、対象事業実施区域の面積 約 531ha の広大な面積について、残置森林として確保予定の面積及び地上権設定の有無について質問したが、この面積が何に当たるのか明確な説明は無かった。</p> <p>土地の改変面積 32.5ha のうちの保安林解除許可部分は 8.4ha で、残りの作業道部分は全て保安林内作業許可で行なう事も、住民からの質問により明らかになったものである。</p> <p>531ha という根拠の無い事業実施面積に対し、1割以下の土地改変により環境に配慮するよう装っていること、及び保安林解除面積を縮小させて解除により生じる負担を免れることは、住民を愚弄するものである。</p> <p>アジア風力の開発（保安林解除）面積であれば、残置林は法定義務ではなく、努力設置の扱いになるはずである。</p> <p>隣接のウィンドファーム浜田においては、同様の努力設置の残置林が運転開始後 5 年で伐採されている。</p> <p>残置林にあっては稜線を裸地化する山岳風力にとって、水環境はもとより動植物の生態系に対し重大な影響を与えるものである。</p> <p>このような虚偽・誇大な数字を住民に示し、満足な説明ができない・しない事業者がアセスを実施する資格があるのか大いに疑問に感じる。</p> <p>アジア風力をはじめ、調査会社、建設会社共に、環境ビジネスから即刻退場すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域は、風力発電機、工事用道路、工事用ヤード等を含む区域として設定したものであり、その範囲を計測した結果が、約 531ha となっています。</p> <p>現地には既に既設の森林作業道及び林道があり、既往の林業と風力発電事業のどちらでも道路を使用することになります。よって、今回は事業者と林業関係者が共生するために、すべて保安林解除するのではなく、森林施業にも資する道路として保安林内作業許可で工事を行うこととしており、地権者及び地上権者、林業関係者、事業者の間で決定したものです。</p> <p>土地の形質の変更を行う区域に森林法上設置が必要な残置森林区域の面積を加えた 38.9ha です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積 … 38.9ha うち、風車ヤード … 7.1ha（開発区域…4.6ha、残置森林…2.5ha） 作業道・施業地 … 31.8ha（開発区域のみ、残置森林無し） <p>残置森林については、当該事業において残置森林の設置は法定義務でも努力義務でもなく、保安林の指定の解除を行うために必須の『許可要件』になります。</p>

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	<p>①住民説明会での作業道・ヤード・盛土関係の御社説明について市民学習センターでの説明会に参加しました。</p> <p>風力発電機を設置するための作業道・ヤード・盛土関係の図が、今回はじめて準備書に記載されましたが、住民説明会では御社からの説明はありませんでした。</p> <p>この作業道・ヤード・盛土関係工事では、大量の土砂等が発生し、雨等により、それらが流れだすことが想定され、工事内容を御社から詳細に説明されるべきだったと考えます。</p>	<p>工事計画に関しては、環境影響評価の調査・予測・評価の対象になるものではございません。工事の設計と施工に必要な適切な調査の基、関係機関と協議を行い、安全な設計と施工を行う方針です。</p>
93	<p>②盛土の濁水対策について</p> <p>①に関連して、準備書第2章の2-17ページ図にて、12番の風力発電機ヤード下に、谷を盛土した部分があり、その一番下に沈砂池があります。この沈砂池と12番ヤードとの高低差が凡そ70m、盛土斜面が100m以上あると推定されます。ここに豪雨が発生した場合、斜面を流れてきた濁水は沈砂池で処理できず(沈砂池の容量がオーバーする、泥が沈殿する時間が確保できない等)、濁水のまま谷筋に勢いよく放出される可能性が想定されます。</p> <p>ここは標高約900mで、この放出された濁水の影響について、御社からは沈砂池で処理をおこなうので、問題ないとの説明でした。</p> <p>近年、島根県西部では大雨により河川の氾濫や住居、農地等の浸水が続いており、特に2013年7月には、津和野で90mm/時間、山口県須佐(萩市)で140mm/時間の降雨があり、これから造る構造物については、防災の観点からも慎重な対応が必要と考えます。是非建設会社とも協議いただき、コンピューターシミュレーション等にて濁水の処理状況を開示していただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>盛土については緑化し、排水を設け、沈砂池を加えて、既存の斜面と同等以上の機能を有するように設計し、濁水を極力生じさせないように対策します。</p>

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	<p>1. 計画地からの濁水の流出、土砂災害の恐れについて</p> <p>貴社は、「改変区域に降った雨水は沈砂池に集め、一定時間滞留させて土砂を沈降させたのち、布団籠を用いて森林土砂に流し浸透させる。常時水流までの距離を十分確保するので、河川への濁水の流入はない。」と繰り返し述べているが、何度も現地へ足を運んでいる私からすればどうしたらそのようなことができるのかとても不思議である。よほど大きな砂防ダムを何個も設ければそういうことも可能なかもしれないが、住民説明会で参加者からそうした指摘があったときには、「そういう工事は環境負荷が大きいのではない。」との回答であった。住民からみれば、そういったお金のかかる工事はせず、大雨が降って泥水が流出するのは仕方ないことで済ませようとしているように感じている。</p> <p>島根県西部では過去何度も集中豪雨の被害に遭っている。住民説明会で参加者から繰り返しそのことについて意見されても、貴社は正面から向き合おうとせず、説明を避けられた。貴社の代表は冒頭の挨拶で住民と信頼関係を結びたいと述べておられたが、こうした姿勢が続く限り信頼関係を気付くことは難しいと感じている。</p> <p>住民の理解を得ようとするならば、住民からの質問や疑問にきちんと向き合い、誠意ある対応をすべきである。今回の準備書は必要な現地調査を行っておらず、事業区域の改変による影響の評価も不十分である。よって環境影響評価を方法書の段階からやり直すべきだと考える。</p>	<p>風力発電機の設置工事において、尾根付近を改変し、一時的に裸地ができます。その際裸地に降った雨によって濁水が発生します。この発生した濁水による影響を周辺環境に与えないように、沈砂池を設置します。この沈砂池は発生した濁水を一時的に滞留させ、濁りの濃度を緩和し、上澄みをゆっくり周辺の土壌に浸透させることによって、濁水を直接河川に流すことが無いようにする働きを持たせます。</p> <p>確かに大雨が降った際には自然の濁水が発生します。事業の実施によって、この自然の濁水に事業実施による濁水が追加されることを極力避けるために、沈砂池を設置します。</p> <p>土砂の流出に関しては、必要な部分に土砂流出防止対策を施す計画です。災害の防止は環境保全に先立って計画される事項であり、これについては別途実施する保安林指定の解除審査の中で、関係自治体と協議を行ってまいります。なお、この保安林指定の解除審査の中で「災害防止」、「水害の防止」、「水の確保」が対象となり、これらに対する対策が十分でない場合には保安林解除が許可されません。</p> <p>説明会での回答が不十分であったことをお詫び申し上げます。ただ、集中豪雨時の対策は上記の保安林指定の解除審査の中で、環境影響評価とは別の場所で議論すべき内容であることをご理解いただけますと幸いです。</p>
95	<p>2. 動物・植物・生態系</p> <p>準備書を読んで感じたことは、「調査結果がどうであろうと、環境にはほとんど影響はない。」と言う結論が先にあるということだ。比較的まじめに調査された鳥類調査の結果も、そうでない分野の調査も同様であり、都合の悪い結果は目立たぬよう扱い、影響がないと言えそうな数式やデータを用いて評価しているようにしか思えない。</p> <p>例を挙げれば、ヨタカ及びフクロウへの影響の評価予測の表中の、ブレードへの衝突の項目には、「・・・(衝突が発生する) 高度 M での飛翔の観察はされておらず・・・。」とあるが、夜行性のヨタカ、フクロウの飛翔を（しかも地上 35m から 155m の高さを）、暗闇の中でどのように観察したのか？その方法についての説明はない。</p> <p>このほかにも、風車ブレードへの衝突率の計算式が引用され、事業区域近辺の（衝突が発生する）高度 M で飛翔が確認された鳥類についてそれぞれ計算されている。しかし、これは準備書にも記されているようにあくまでも理論上のものであり、その理論が実証されていない現段階での環境評価の手法として適切とは考えられない。事後調査を行い、評価すると言いつつのように述べているが工事が行われ、生息環境を破壊した後の調査に何を期待できるのか？</p>	<p>現地調査については、方法書に記載した内容及び専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施いたしました。</p> <p>現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。</p> <p>今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>

(意見書 34 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	<p>3. 結論</p> <p>貴社は本事業の意義として、「地球環境問題解決の一助となり、地域に対する社会貢献を通じた地域の活性化に資する。」と述べられている。しかし、準備書を読む限り、計画どおり建設が進められると高津川源流域の貴重な自然環境と生態系が破壊され、これまでの地域住民の穏やかな生活に大きな悪影響が及ぶことが予想される。</p> <p>貴社の事業意義を迫及されるためには、今一度方法書に立ち返り、調査を再度実施し、自然環境・生態系に大きな影響を与えず、地域住民に歓迎される建設計画を示していただきたいと考える。それができないのであれば、本計画を断念されるよう強く求める。</p>	<p>準備書において、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討いたしました。今後も、住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	<p>貴社が作成した(仮称)益田匹見風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)鳥類における影響予測について</p> <p>①影響予測の全体について</p> <p>・これまで、まとまった鳥類調査が行われていなかった当該地域で大規模な調査が行われ、結果として準備書870Pに示されるように124種もの多様な鳥類の生息が確認されたことは評価したい。特に希少猛禽類については、準備書871P表10.1.4-8に示されているように17種(タカ目11、フクロウ目3、ハヤブサ目3)が対象事業実施区域(以下、計画地という)の周辺で記録されていることは素晴らしい成果である。生態的地位の高いこれらの種がこれだけ確認されたということは、この地域の生物多様性と自然度の高さが示された証拠である。計画地周辺の比較的狭い範囲でこれだけの種類の希少猛禽類が記録される場所は、全国的に見てもあまり例がないものと考えられる。そのため、このような貴重な場所に大規模な自然改変を行う風力発電施設(以下、風車という)を建設するべきではない。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、事業の実施に伴う影響について予測及び評価を実施いたしました。その結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査等も計画いたしました。</p> <p>今後も最新の知見等も踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>

(意見書 35 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<p>クマタカに対する影響予測について</p> <p>・準備書 946P に示されるように、絶滅危惧 I B 類のクマタカが計画地の周辺で複数つがい繁殖していることが確認され、限られた調査範囲内だけでも 417 例の確認事例がある。日本野鳥の会島根県支部会員もこのエリアで調査を行い、計画地及びその周辺でクマタカの生息、採餌や採餌行動、繁殖行動を確認している。つまり、この地域はクマタカの生息密度が高く、かつクマタカの生息を支える環境が整った重要な地域であると考えられる。</p> <p>・準備書の表 5-1 (23) では、風車建設によるクマタカの生息への影響は小さいと評価しているが、尾根に 13 基並べられる風車の建設では工事中はもちろん、稼働中もクマタカの生息環境に大きな影響を与えると考える。保全措置としては、工事中に低騒音型の建設機械を用いると書かれているが、工事計画ではクマタカが神経質になる繁殖期の工事中断等の配慮事項は全く示されていない。繁殖期のクマタカが神経質であることを考えると不十分であり、これではクマタカの生息に配慮がされていないのと同じである。</p> <p>・(仮称) 北鹿児島風力発電所建設計画では環境大臣からクマタカの生息に影響を及ぼすこと等を理由に建設中止を含めた意見が出されている。そのため、計画地とその周辺に多くのクマタカが生息している本事業についても中止を含めて検討すべきである。</p>	<p>クマタカについては、風力発電施設の設置は営巣中心域を避けたこと、営巣適地と推定されている場所の改変割合の程度も小さいこと (p1275) から影響は低減されているものと考えております。また、クマタカにおいて、重機の稼働時や発破時に凝視や驚くしぐさがみられるが、それ以外はほとんど気にする様子はなく、工事の影響は小さいと報告されている (園田陽一・松江正彦・上野裕介・栗原正夫 (2013) 国土技術政策総合研究所資料 No. 721 道路環境影響評価の技術手法「13. 動物、植物、生態系」の環境保全措置に関する事例集、p-49-51.) こと、工事に伴う騒音は一時的なものであることから影響は小さいものと考えております。</p> <p>今後も最新の知見等を踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
99	<p>(2) その他の点について</p> <p>① 鳥類の渡りの調査について</p> <p>・猛禽類の渡りが確認されており、かつ飛翔高度が風車回転翼の高さと同じ高度 M を飛翔したものが、わずかな調査期間中であるにもかかわらず、16 例もあった。その他の鳥類でもツバメをはじめとして多数の個体が記録されている。そのため、年間を通じてかなりの数の鳥類が通過していることが示唆される。</p> <p>・準備書 886P 「高度区分別確認状況」によれば、確認された猛禽類のほとんどが高度 M を飛翔しており、この地域への風車設置のリスクが高いことが予測される。</p>	<p>「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー 28 巻 (2004) 3 号 p. 18-22、竹岳秀陽・向井正行、平成 15 年) によれば、風車設置前は、風車の設置予定地である尾根付近を通過する多くの飛翔が確認されたが、設置後は風車が設置された尾根付近はほとんど通過せず、風車の北側または南側を通過していることが確認されたことから、渡り鳥が風車を回避すると報告されています。</p> <p>さらに、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成 30 年) (以下、「NEDO 事後調査報告書」という) において、風力発電施設稼働後における渡り鳥調査が実施されており、その結果、「渡りのほとんどは、風車から隔離しており、風車に接近した場合でも高高度であった」との事例が報告されています。</p> <p>そのため、本事業においても回避する可能性が高いと考えております。しかしながら、不確実性を伴うものであるため事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、状況に応じて追加的な環境保全措置等を検討してまいります。</p>

(意見書 35 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
100	<p>②希少鳥類の調査について</p> <p>・貴社の調査結果で絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイが確認されている。本調査では計画地外での確認であったが、日本野鳥の会島根県支部の会員が2020年に9月に計画地内で確認している。ミゾゴイは溪流の沢を主な餌場としており、本事業の実施により主たる餌場を喪失することになると考える。準備書に記載の影響評価では水域の改変はしないので影響はないと評価しているが、急斜面の谷の上部に巨大な構造物や裸地を作ることになると本事業の実施により、沢に土砂が流れ込むことが十分予想される。</p> <p>・準備書では、環境大臣意見や経済産業大臣意見でも触れられているイヌワシについて「確認できなかった。」ということで、ほぼ検討されていない。しかし、文献に生息の記録があり、最近数年間のうちに計画地の近辺で3回確認されているのは事実である。このことから、このエリアはイヌワシの繁殖の可能性が否定できないエリアと言える。国の特別天然記念物であるイヌワシの生息が確認されるエリアで、しかもクマタカの高利用域である本地域に風力発電施設を建設するべきではないと考える。</p>	<p>土砂の流入については、土砂流出防止柵やふとん籠等を設置するといった環境保全措置を実施することにより、影響は低減できるものと考えております。</p> <p>現地調査の際には、イヌワシについても注視した調査を実施いたしました。本調査において確認はされませんでした。ご指摘のとおり、文献及びその他の資料調査においてイヌワシが確認されておりますが、文献及びその他の資料調査は対象事業実施区域及びその周辺を広く対象とした結果となります。</p> <p>なお、本エリアにおいて繁殖の可能性は否定できないものの、日本におけるイヌワシの分布(猛禽類保護の進め方 p16、環境省、平成24年)において生息確認となっていないこと、イヌワシの行動圏は広いものでは250km²に及ぶこともある(猛禽類保護の進め方 p14、環境省、平成24年)こと、分散による移動でかなり遠方まで移動する個体があると考えられる(猛禽類保護の進め方 p13、環境省、平成24年)こと、対象事業実施区域の大部分が樹林環境でありイヌワシの採餌環境に適した開放的な空間ではないこと等より、イヌワシが確認されたとしても本エリアは繁殖より移動中の個体が確認される程度であると考えております。そのため、イヌワシについての影響は小さいものと考えております。</p> <p>なお、現地調査で確認されたクマタカの高利用域内に風力発電施設の設置を計画しているものの営巣中心域を避けたこと、営巣適地と推定されている場所の改変割合の程度も小さいこと(p1275)から影響は低減されているものと考えております。</p> <p>今後も最新の知見等を踏まえ、引き続き影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
101	<p>③既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果を活用した累積的影響評価の実施について</p> <p>・計画地の北3kmには浜田ウィンドファームの風車が29基稼働中であり、さらにその南側に(仮)新浜田ウィンドファームの風力発電事業で17基の風車の建設計画が進行中である。浜田ウィンドファーム、(仮)新浜田ウィンドファーム、(仮)益田匹見風力発電事業の3つの風力発電施設が完成すれば、南北10km、東西5kmの範囲内に最大高150m級の大型風車61基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになる。この範囲内で生息が確認されている9つがいのクマタカをはじめ、多くの動植物の生息・生育が困難となることが予測される。経済産業大臣意見をはじめ、島根県知事、益田市長からも指摘されている、複数の風車の稼働による累積的な影響が懸念される。そこで、すでに稼働中の風車の事業者、現在建設計画進行中の風車の事業者と十分連携し、累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施する事を求める。</p> <p>上記のように、貴社が作成した準備書は、影響の評価と予測が不十分であることから、再調査または追加調査を実施したうえで再度、影響評価、予測を行い、影響を回避できない場合は、事業を中止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>浜田ウィンドファームにつきましては、現地調査時に稼働中であったことより、影響を加味した状況を記録できているものと考えております。特に広域にかかる渡り鳥については、両事業にまたがり利用されているような主要な渡りルートは確認されていないことから、累積的な影響の検討対象といたしませんでした。</p> <p>(仮)新浜田ウィンドファームにつきましては、現在公開されている情報が方法書の段階になり、事業計画及び風車諸元等が固まっていない状態であること、調査結果についても公表されていないことより、現段階においては累積的な影響の予測は実施いたしませんでした。</p> <p>今後の手続きにおいて結果が公表されている場合には、累積的影響についての評価の実施を検討いたします。</p>

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	<p>(景観)</p> <p>私たちの暮らす八幡高原は半分が西中国山地国定公園内に含まれており素晴らしい景観と環境に恵まれた西日本でも有数の貴重な自然豊かな地域です。</p> <p>(仮称)益田匹見風力発電事業で八幡地域に近い4基が建設されたら八幡高原の嶽山が見える位置では巨大な風車が間近に見え自然を生かした生活をしている我々地域住民には暮らすことのできない環境の変化が起きます。</p> <p>方法書に対する意見と事業者の見解で風がよく吹く八幡高原に近い風車は「風況という側面と社会インフラという側面で、地球環境に対して負荷の少ない発電方法である風力発電を実施するのに適した環境です。」と建設目的を正当化されている。「その一方で、本事業計画地周辺には豊かな自然を楽しむことができる場所があると思います。」と国定公園内にある八幡高原の自然環境の素晴らしさを認めておられます。</p> <p>この相反する立場を見解には「事業計画地周辺の豊かな自然と風力発電事業が共存できるような手段を環境影響評価の中で検討いたします。」と書かれており「お住まいの方々にはご心配をおかけし大変申し訳ないですがご懸念に答えられるよう努めてまいります。」と我々の心配に答えていただける回答が掲載されていますが絶対に偽りのないようお願いします。</p> <p>私たちは風力発電自体に反対はしていません。八幡高原に近い計画を他の場所に移すか計画を縮小していただくことで共存できると考えますのでよろしく申し上げます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、八幡地域に近い風力発電機につきましても、より影響が低減・回避できるような配置等を再検討いたします。</p> <p>また、地域住民の方にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>弊社の事業では、「風エネルギーを活用できる場所」として、山間部の計画としておりますが、標高が高い場所での計画である以上、風力発電機が人の目に触れることは避けることができないと考えております。弊社としては、風エネルギーを活用できる中で、景観への影響を可能な限り低減できるよう検討を続けてまいります。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入を世界と日本全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられ、環境体験学習やTVコマーシャル、視察等を通じて、風力発電所が一種の観光資源となっている地域もございます。実際、アジア風力発電㈱に出資する㈱北拓が支店を設置している北九州市若松区響灘地区では、18本の風車が周辺エリアに設置されており、上皇様をはじめとする大臣や政府関係者、再生可能エネルギー業界の視察、映画の撮影、TVCM撮影、市内外の小学生中学生などの環境学習、近隣住民の方の見学会など多くの方が訪れるシンボルとなっております。風力発電所が周辺地域に対して、良い影響を与えられるような方策の検討も行いたく、皆様のご意見を頂きたく考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
103	<p>次に風力発電機の視認状況の予測結果についてです。</p> <p>④千原町 ⑤掛頭山 ⑥臥龍山について、いずれも西中国山地国定公園内に位置し自然愛好家や観光客などが訪れる場所です。特に千原町は自然構造物が見えない憩いの場所として地元住民や八幡高原を愛するボランティアなどによって茅刈や草刈りなどを毎年実施し憩いの場を守ってきています。こんな貴重な場所なのに風車が見えるフォトモンタージュの「眺望の変化の状況」では「写真において明らかに捉えられる景観資源はない」と3地点とも書かれていますが国定公園内の眺望で「景観資源はない」と決めつけられる根拠は何か説明をお願いします。我々にとっては貴重な景観資源とっており巨大な風車が間近に見える景観は許せるものではなく設置位置の変更または中止を求めます。</p> <p>環境省が指定した国定公園の重要地点に「景観資源はない」ということは国定公園の指定自体を否定していませんか。見解をお願いします。</p>	<p>準備書に記載している「景観資源」については、客観的に調査、予測、評価するために「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)の「自然景観資源」を選定対象としております。</p> <p>それぞれの眺望点から視認される景観資源を評価する際、掲載されたモニター写真内に選定した景観資源の特徴が確認できない場合「写真において明らかに捉えられる景観資源はない」と評価しております。</p> <p>千町原や掛頭山、臥龍山への景観影響については、極力低減するよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解						
104	<p>(景観)</p> <p>民宿高木で方法書の意見書を提出した(意見書②)事業者の見解について</p> <p>巨大な風車が間近に建設されると事業に大きく影響すると意見書を提出した事業者の見解が「適切に環境保全措置を講じ、眺望景観への影響を極力回避又は提言するよう努めてまいります。」と回答されている。</p> <p>これでは全く回答になっていなく実際にどのように回避・低減するのかを回答いただかないと全く納得いきません。</p> <p>「丁寧な説明を続けてまいります。」とあるが今回の説明会では全くされていません。どの機会に丁寧な説明で納得できる回答をいただけるのか回答して下さい。</p>	<p>スキー場(やわたハイランド 191 リゾート)につきましては、調査及び予測・評価地点には選定していないものの、地形等を踏まえ、騒音、シャドーフリッカー、景観等による影響を極力回避・低減した計画といたしました。</p> <p>また、今後も風力発電機の影響が極力低減、回避できるよう、配置等を検討してまいります。</p>						
105	<p>(風車の影)</p> <p>意見に対する見解が「風車の影のかかる範囲は、(中略)・第10章の10.1.3に風車の影に関する調査結果があるので、ご確認いただければと思います。」</p> <p>中身を確認したら①②③④⑤すべての地点が八幡高原以外の調査地点で八幡高原での調査は全くしておらず意見に対する見解に全くない。</p> <p>八幡高原からの風車の影の調査をした後に事業者の見解をお願いします。</p>	<p>予測の結果、本事業より風車の影がかかる可能性がある範囲を図10.1.3.2-3(p.821)に示しました。八幡高原周辺に位置している代表地点①を含む各代表地点での予測結果は、表10.1.3.2-3(p.820)に記載いたしました。</p> <p>年間で5時間8分、1日最大10分の風車の影がかかる予測結果となっておりますが、常に雲一つない晴天が続き、風力発電機は常に太陽と正対し稼働する条件での予測結果ですので、実際に風車の影がかかる時間は、曇天や風車の稼働状況により、より少なくなると考えられます。</p>						
106	<p>(風車の騒音)</p> <p>方法書の意見で騒音、低周波について意見を出しましたが第10章1.1に騒音に関する調査結果があると見解にありました。確認したところ調査結果を確認する旨の見解と皆様の「ご懸念に応えられるような事業計画としてまいります。」とありました。</p> <div data-bbox="229 1249 815 1395" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表 10.1.1.3-4 風況観測塔</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">風況観測塔</th> <th style="width: 35%;">緯度</th> <th style="width: 35%;">経度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高 917m</td> <td>北緯 34 度 41 分 28.62 秒</td> <td>東経 152 度 8 分 31.35 秒</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注：風況観測塔の位置は下記のとおりである。 風況計測高さ：10.3m、50.3m、50.56m 風向計測高さ：10.3m、50.3m、50.56m</p> </div> <p>ところが表10.1.1.3-4(上記添付)風況観測塔の標高が917m(この風況観測塔の位置は1号機の位置と同じ緯度経度でした)となっており風速観測位置は957.3m、967.3m、976.56mとなっています。実際この緯度経度の1号機の設置位置である標高は967.2mでハブの位置は1062.2m羽の最上部までの高さは1122.2mになります。調査の結果予想は実際の標高よりハブの位置で85.64mも低い位置での結果であり全く参考にならない調査結果です。風況ポールを実際に立てて検証していれば50.2mも標高が違うことは考えにくいと思います。騒音に関する事業者の見解は誠意ある回答とは到底思えず再調査と意見書に対する見解を出してください。住民にとって最も懸念している騒音問題で準備書は机上で作成したもので現地調査をしたものとは到底思えず再度準備書の段階に戻って説明して「ご懸念に応えられるような事業計画」にして下さい。</p>	風況観測塔	緯度	経度	標高 917m	北緯 34 度 41 分 28.62 秒	東経 152 度 8 分 31.35 秒	<p>風況観測塔の位置はご指摘通りハブ高さに達しませんが、ハブ高さにおける風速については、風況観測塔における実測値とそれぞれの高さから、べき法則により推計いたしました。</p> <p>意見72~76の見解でお示ししたとおり、風車から発生する最大のパワーレベルはハブ高さ風速10m/s以上で106dBであり、それ以上となることはないため問題はないと考えます。</p>
風況観測塔	緯度	経度						
標高 917m	北緯 34 度 41 分 28.62 秒	東経 152 度 8 分 31.35 秒						

日刊新聞に掲載した公告

- ・山陰中央新報、読売新聞(大阪本社版島根全県版)、朝日新聞(大阪本社版島根全県版)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 アジア風力発電株式会社
代表者の氏名 代表取締役 杉山 正幸
事務所の所在地 〒一〇六・〇〇四四 東京都港区東麻布一・二六・八 プライム東麻布四階

二、対象事業の名称 (仮称)益田匹見風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千キロワット

三、対象事業実施区域 島根県益田市匹見町道川地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 島根県益田市及び浜田市、広島県北広島町及び安芸太田町

五、縦覧の場所・時間 益田市役所環境衛生課及び美都総合支所、匹見総合支所の各窓口、浜田市役所環境課及び金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所の各窓口
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.asia-windpower.co.jp>
期間 令和四年三月十日(木)から令和四年四月十一日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送(四月二十五日(月)当日消印有効)ください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

- 一、道川公民館(島根県益田市匹見町道川イ一三三・一) 令和四年三月十八日(金)十八時三十分より
- 二、二川公民館(島根県益田市美都町宇津川口三七七・三) 令和四年三月十九日(土)十時より
- 三、益田市市民学習センター(島根県益田市元町一・二六) 令和四年三月十九日(土)十四時より
- 四、弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷五四四・一) 令和四年三月二十日(日)十時より
- 五、波佐公民館(ときわ会館)(島根県浜田市金城町波佐イ四四一・一) 令和四年三月二十日(日)十四時より

八、問い合わせ先 アジア風力発電株式会社
〒一〇六・〇〇四四 東京都港区東麻布一・二六・八
プライム東麻布四階 電話〇三・六二七・七四二

- ・中国新聞、読売新聞(大阪本社版広島全県版)、朝日新聞(大阪本社版広島全県版)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 アジア風力発電株式会社
代表者の氏名 代表取締役 杉山 正幸
事務所の所在地 〒一〇六・〇〇四四 東京都港区東麻布一・二六・八 プライム東麻布四階

二、対象事業の名称 (仮称)益田匹見風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千キロワット

三、対象事業実施区域 島根県益田市匹見町道川地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 島根県益田市及び浜田市、広島県北広島町及び安芸太田町

五、縦覧の場所・時間 広島県庁環境保全課、北広島町役場町民課、芸北支所、安芸太田町役場住民生活課の各窓口
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.asia-windpower.co.jp>
期間 令和四年三月十日(木)から令和四年四月十一日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送(四月二十五日(月)当日消印有効)ください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

- 一、八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原 八九三) 令和四年三月二十四日(木)十九時より
- 二、いこのの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字 松原一・一) 令和四年三月二十五日(金)十九時より

八、問い合わせ先 アジア風力発電株式会社
〒一〇六・〇〇四四 東京都港区東麻布一・二六・八
プライム東麻布四階 電話〇三・六二七・七四二

自治体広報誌への掲載

「広報ますだ」3月号掲載

information 情報



お知らせ

【国の教育ローン】の案内

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等への入学時、在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利、年1.65%(令和3年12月1日現在)で利用できる。在学期間内は利息のみの返済とする事ができます。詳しくは左記のコールセンターへお問い合わせください。
【国の教育ローン】 検索
03-53321-8656
0570-008656
(ナビダイヤル) または

〔仮称〕益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧および住民説明会

環境影響評価法に基づき、〔仮称〕益田匹見風力発電事業「環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、住民説明会を行います。

事業名 (仮称)益田匹見風力発電事業(発電出力1基最大4.3MWを最大3基)
事業者名 アジア風力発電株式会社
事業区域 匹見街道川地区
縦覧期間 3月10日(木)～4月11日(月)
縦覧場所 環境衛生課あひま館
〒850-0001 益田市本町1-1-1

※電話による意見・質問は受けできません。
※郵送の場合は、4月25日(日)消印有効です。

○説明会
3月18日(金) 18:30～
道川公民館
3月19日(土) 10:00～
二川公民館
3月19日(土) 14:00～
市立市民学習センター

○意見・質問の提出方法
住所、氏名、電話番号、意見・質問を記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函、または下記の間い合わせ先に郵送で提出してください。

http://www.asia-wind-power.co.jp

※電話による意見・質問は受けできません。
※郵送の場合は、4月25日(日)消印有効です。
○説明会
3月18日(金) 18:30～
道川公民館
3月19日(土) 10:00～
二川公民館
3月19日(土) 14:00～
市立市民学習センター
【国の教育ローン】
アジア風力発電株式会社
〒106-0044
東京都港区東麻布1-26-8
プライム東麻布4階

ダンスに眠っている衣類で海外支援

ダンスに眠っている衣類を、紙袋やダンボールに入れてお持ちください。集まった衣類は、NPO法人日本救済衣料センターを通じて、衣類を必要としている海外の人たちに届けられます。

3月26日(土)～27日(日)
10:00～17:00
益田商工会議所

【取り扱う衣料】
・新品のみ…下着、靴下、パジャマ、タオル、シャツ

市制施行70周年を記念して冠事業を募集します
益田市は令和4年に市制施行70周年を迎えます。そこで、節目となる70周年を市民の皆さんと祝い、盛り上げるために冠事業を募集します。
対象事業：令和5年3月31日までの期間に実施され、市制施行70周年記念にふさわしい事業等
申請対象：市内で開催するイベント等
募集期間：10月31日(月)まで
申請方法：「益田市市制施行70周年記念冠事業承認申請書」を総務管財課へ提出してください。申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。
【申】 市総務管財課 ☎31-0141

募集

令和4年度 益田市さんらいず 市民農園 新規募集
野菜や花等の栽培を通じて美しい自然と触れ合い、収穫の喜びを味わってみませんか。
所在地 津田町940-1 (益田東部国営臨海地域)
募集区画数 若干数
区画面積 約20㎡
年間利用料 1㎡あたり2000円
貸付期間 4月1日～令和5年3月31日(1年間)

【取り扱わない衣料】
ジャケット、スカート、ワンピース、ベビー服、ふとん、和服、衣類以外の物(靴、カバン等)、小物類(ネクタイ、ベルト、帽子、手袋、マフラー等)、シミ、傷のある物
※詳しくはホームページをご覧ください。
https://www.tokushiki-kk.co.jp
徳栄建設 災害防止協議会
☎22-8103

**マイナンバーカード関係
手続のための休日窓口を
開設します**

マイナンバーカードの受取、申請サポート、電子証明書の変更手続のための休日窓口を開設します。平日の受付時間内での来庁が困難な場合は、「ご利用ください」。

開設日 3月13日(日)
受付時間 午前8時30分～正午
受付窓口 本庁舎1階総合窓口課

注意事項

- ・本庁舎でのみ実施します。
- ・マイナンバーカード関係以外の手続はできません。当日の混雑状況によってお待たせする場合がありますので、「ご了承ください」。



カードの申請・
交付QRコード

問合せ 総合窓口課総合窓口係
☎09400

ごみの直接搬入ができます

3月は引っ越しや大掃除で、一時的に多量のごみが出る状況があるため、「ごみ処理場を開場」。

※ 産業廃棄物の搬入はできませんので、「ご注意ください」。
※ 少量の家庭ごみを持ちこまれる人が増えており、搬入者の長時間待機、一般道の渋滞ごみ収集運搬業務の遅れなどの影響が出ています。少量の家庭ごみについては、通常の収集日に、「ごみステーション」へ出していただきますようお願いいたします。

ごみ処理場	直接搬入できるごみ	受入時間
エコクリーンセンター 江津市波子町 ☎0855⑤5081	燃やせるごみ 燃やせる粗大ごみ	3月27日(日) 午前9時～ 午後4時30分
浜田市不燃ごみ処理場 生湯町 ☎3147	燃やせないごみ 燃やせない粗大ごみ 古紙(古紙置場へ)	
石川リサイクルセンター 生湯町 ☎1808	ペット・プラ かんびん	

※ 町内ごみステーションの収集はありません

問合せ 環境課産業廃棄物係
☎09430

**(仮称) 益田匹見風力発電
事業に係る環境影響評価
準備書の縦覧及び住民
説明会を開催します**

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、住民説明会を開催します。

対象事業 (仮称) 益田匹見風力発電事業
事業者名 アジア風力発電株式会社
事業区域 益田市匹見町道川地区

事業規模 発電出力1基最大4・3MWを最大13基
縦覧期間 3月10日(木)～4月11日(月)(うち、平日開庁日)

縦覧場所 市役所東分庁舎2階環境課
・各支所市民福祉課
※ アジア風力発電株式のホームページでも縦覧できます。

意見・質問の提出方法 住所、氏名、電話番号、内容を記入の上、縦覧場所に設置の意見箱へ投函又は問い合わせ先に郵送してください。

※ 郵送の場合は、4月25日(日)当日消印有効です。

※ 電話による意見、質問はお受けできません。

住民説明会の開催
日時 3月20日(日) 午前10時～

※ 弥栄地区

住 宅

**ご存知ですか
防火対象物使用開始届**

浜田市火災予防条例により、建物(個人の住宅、農舎を除く)や建物の一部の使用を始める人は、使用を開始する7日前までに、防火対象物使用開始届出書を提出する必要があります。

届出の目的 防火対象物の使用状況を把握し、防火管理や必要な消防設備などの適正設置を確認し、火災予防及び災害時の被害軽減を図るため

届出が必要な場合
・ 建物を新築したとき
・ 建物を増築したとき
・ 建物の使用目的や入居するテナントを変更したとき

会場 弥栄会館

日時 3月20日(日) 午後2時～
会場 ときわ会館(波佐まちづくりセンター)

問合せ アジア風力発電株式会社
〒106-0044 東京都港区東麻布1-26-8 プライム東麻布4階



**浜田城資料館
Instagram 開設中**



問合せ 浜田城資料館 ☎7151



例
・事務所・飲食店
・個人の住宅(介護福祉施設・ビルのテナントが入れ替わるなど)
※ 工事を行わない場合でも届出は必要です。また、新たに消防用設備などの設置が必要となる場合がありますので、計画段階で事前にご相談ください。
届出者 建物及びテナントの関係者(所有者・管理者・占有者)
※ 詳細は、市ホームページでご確認ください。
問合せ 消防本部予防課予防係 ☎1167

3月は自殺対策強化月間

自殺は、誰でも起こり得る身近な問題です。国や県、市町村や関係団体が協力して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、さまざまな活動を行っています。
 悩みのある人や周囲に悩みを抱える人がいる場合は、一人で抱え込まずに相談してください。

「生きづらびっと」LINE相談
 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク
 (受付) ☎・☎・☎・☎・☎ 午後5時～10時
 ☎ 午前11時～午後4時

保健課健康増進係 IP ☎ 1853



在校生 3月22日☎
 新入生 4月15日☎
提出先 就学先の学校

●**修学奨学金貸与制度(高校・大学)**
 この制度は、高校や大学などの高等教育機関に進学を希望しながら、経済的な理由により修学が困難な人に、奨学金の貸与を行う制度です。

貸与には申請書の提出が必要です。また、前年度から引き続き貸与を受ける場合にも、申請書の提出

出が必要です。申請書や詳しい案内は教育委員会事務局や各支所で配布しています。

なお、この奨学金は貸与(無利子)です。学校を卒業後、一定の期間内に返還が必要です。
申請期限(令和4年度分)
 4月28日☎

提出先 教育委員会事務局
 ※就学援助費の支給・修学奨学金の貸与を受けるには、世帯の所得制限など、いくつかの条件があります。

※申請したすべての人に支給・貸与されない場合があります。

☎教育委員会学校教育課 IP ☎ 1858

「第11回特別甲斐金」の請求

「第11回特別甲斐金(記名国債)」の請求手続きが、昨年4月から受付開始されています。請求手続きはお済みですか。

締切を過ぎると、この甲斐金を請求できなくなりますのでご注意ください。

対象者 次の順位により、遺族の

うち1人に支給されます。

☎令和2年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による甲斐金の受給権を取得した人

☎戦没者などの子

☎戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件があります。

☎戦没者などの3親等内の親族

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容
 額面25万円(5年償還)の記名国債

請求受付締切
 令和5年3月31日まで

☎福祉課生活福祉係 IP ☎ 1851

(仮称) 益田匹見風力発電事業

環境影響評価法に基づき、「(仮称)益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」縦覧場所を設け、住民説明会を行います。

事業者名 アジア風力発電㈱

対象事業 (仮称) 益田匹見風力発電事業(発電出力1基最大4・3MWを最大13基)

事業区域

島根県益田市匹見町道川地区

●**縦覧**

縦覧場所 町民課・芸北支所

※平日午前8時30分～午後5時15分
 ※次の二次元コードからも縦覧できます。

縦覧期間
 3月10日☎～4月11日☎

募集方法 意見・質問は、住所、氏名、電話番号、内容を記入のうえ、縦覧場所に設置の意見箱へ投函、または次の問い合わせ先に郵送(4月25日☎当日消印有効)で提出することができます。電話による意見・質問は受け付けていません。



▲<http://www.asia-windpower.co.jp>

●**住民説明会**

日時 3月24日☎午後7時、会場 八幡高原センター

☎アジア風力発電㈱

(〒106・0044 東京都港区東麻布1・26・8 プライム東麻布4階)

消費生活ホットライン

皆さんも
慎重に!

検針票は見せないで 電気の契約切り替えトラブル



「契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し、「電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい」と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。
どう対応したらよいか。

ひとこと 助言

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなるかと勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- 大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。



安芸太田町消費生活相談所 産業観光課(役場本庁東館1階) ☎28-1961
mail: syouhi@akiota.jp
広島県生活センター (県庁) ☎082-223-6111

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び 住民説明会の開催について

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 益田匹見風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、住民説明会が行われますのでお知らせします。

- 事業者名/アジア風力発電株式会社
- 対象事業/(仮称)益田匹見風力発電事業(発電出力1基4.3MW級を最大13基)
- 事業区域/島根県益田市匹見町道川地区
- 縦覧場所/安芸太田町役場住民課の窓口
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)
下記ウェブページでもご覧いただけます。
<http://www.asia-windpower.co.jp>
- 縦覧期間/3月10日(木)~4月11日(月)
- 募集方法/ご意見やご質問は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱へ投函、または下記の問い合わせ先に郵送(4月25日(月)当日消印有効)で提出することができます。(電話によるご意見、ご質問はお受けできません)
- 説明会/日時…3月25日(金) 19時より 会場…いこいの村ひろしま
- 問い合わせ先/アジア風力発電株式会社
〒106-0044 東京都港区東麻布1-26-8 プライム東麻布4階

当社ホームページ掲載内容



ASIA WIND POWER
アジア風力発電株式会社

環境への取り組み

環境影響評価準備書 縦覧場所・意見書の提出・説明会に関して

縦覧に関して

縦覧の場所：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 益田市 福祉環境部 環境衛生課 <li style="padding-left: 20px;">匹見総合支所 <li style="padding-left: 20px;">美都総合支所 ・ 浜田市 市民生活部 環境課 <li style="padding-left: 20px;">旭支所 <li style="padding-left: 20px;">金城支所 <li style="padding-left: 20px;">弥栄支所 <li style="padding-left: 20px;">三隅支所 ・ 北広島町 町民課 <li style="padding-left: 20px;">芸北支所 ・ 安芸太田町 住民生活課 ・ 広島県 環境県民局 環境保全課
縦覧期間：	令和4年3月10日（木）から令和4年4月11日（月）まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く9:00～17:00（開庁・開館時間に準じます。）
電子縦覧：	<p>下記にて電子縦覧を実施いたします。</p> <p>「環境影響評価準備書 閲覧ページ」</p> <p>※データ圧縮版をご覧になりたい方は、こちらでも閲覧可能です</p>

説明会の開催に関して

1. 道川公民館

住所：広島県益田市匹見町道川イ133-1
日時：令和4年3月18日(金) 18時30分から

2. 二川公民館
住所：鳥根県益田市美都町字津川口377-3
日時：令和4年3月19日(土) 10時から
3. 市民学習センター
住所：鳥根県益田市元町11-26
日時：令和4年3月19日(土) 14時から
4. 弥栄会館
住所：鳥根県浜田市弥栄町長安本郷544-1
日時：令和4年3月20日(日) 10時から
5. 波佐会館(ときわ会館)
住所：鳥根県浜田市会城町波佐イ441-1
日時：令和4年3月20日(日) 14時から
6. 八幡高原センター
住所：広島県山県郡北広島町東八幡原893
日時：令和4年3月24日(木) 19時から
7. いこいの村ひろしま
住所：広島県山県郡安芸太田町大字松原1-1
日時：令和4年3月25日(金) 19時から

環境影響評価準備書 閲覧ページ

環境影響評価準備書 電子縦覧に関して

資料一覧

件表示

検索:

資料名	リンク
【益田匹見】準備書 要約書	閲覧
【益田匹見】第0章_表紙と目次1	閲覧
【益田匹見】第0章_表紙と目次2	閲覧
【益田匹見】第1章_事業者	閲覧
【益田匹見】第2章_事業の目的及び内容	閲覧
【益田匹見】第3章_対象事業実施区域及びその周辺の概況	閲覧
【益田匹見】第4章_計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	閲覧
【益田匹見】第5章_配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	閲覧
【益田匹見】第6章_方法書についての意見と事業者の見解	閲覧
【益田匹見】第7章_方法書に対する経済産業大臣の助言	閲覧
【益田匹見】第8章_環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	閲覧
【益田匹見】第9章_環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.1_大気環境	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.2_水質（水の濁り）	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.3_その他の環境	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.4_動物	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.5_植物	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.6_生態系	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.7_景観	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.8_人と自然との触れ合いの活動の場	閲覧
【益田匹見】第10章_10.1.9_廃棄物等	閲覧
【益田匹見】第10章_10.2_環境保全措置	閲覧
【益田匹見】第10章_10.3_事後調査	閲覧

資料名	リンク
【益田匹克】第10章_10.4_環境影響の総合的な評価	閲覧
【益田匹克】第11章_環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	閲覧
【益田匹克】第12章_その他環境省令で定める事項	閲覧
【益田匹克】第13章_資料編	閲覧

27 件中 1 から 27 まで表示

[前](#) [次](#)

*準備書の電子閲覧は、令和4年3月10日（木）から令和4年4月11日（月）期間中のみ閲覧が可能です。

*本書の著作権は、アジア風力発電株式会社に帰属します。著作権者であるアジア風力発電株式会社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

*本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 令元情複、第349号）。

*本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

お 知 ら せ

「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和4年3月10日(木)～4月11日(月)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和4年3月10日(木)～4月25日(月)まで

○送付先(郵送の場合)

〒106-0044

東京都港区東麻布1-26-8 プライム東麻布4階

アジア風力発電株式会社

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である準備書の名称
- ③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※準備書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://www.asia-windpower.co.jp>

以上

